

15.12.17

石炭業鑛業報會助互

號二十·一十第·卷五第

行發日八十二月二十年五十和昭

鏡興鑛山學校

新
春
號

目 次

大政翼賛運動と鑛業報國運動の重要性	中村 幸八 (一)
章邱炭田調査資料	渡邊 久吉 (四)
時局と石炭の統制經濟	中村 逸雄 (三)
参考	
石炭品位取締規則の改正に就いて	(完)
石炭販賣價格決定	(墨)
本會記事	(金)
石炭鑛業權(試掘採掘異動設定)鑛區異動	(金)
炭界日誌	福井生 (一四)
本會炭礦異動	(二七)

十一、十二月合併號

行發會助互業鑛石

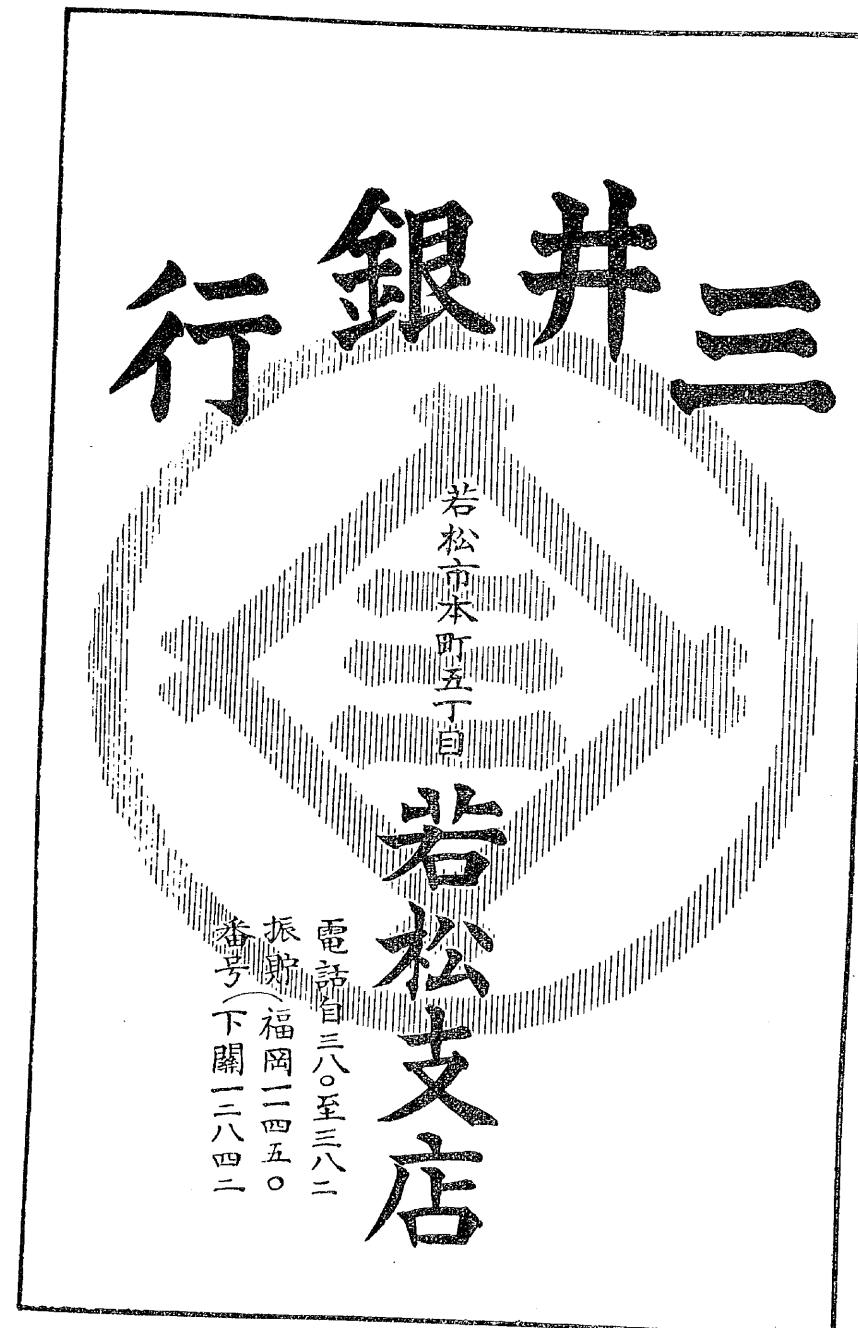
三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二

振號(福岡一一四五。
下關一六四二)



石炭礦業互助會會則

第一章

四

三

順子超、拾萬順迄。一名子留加、又化名。

第一條 本會ハ石炭礦業互助會トシハ
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ資同タル石炭礦業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ニ連絡ナリ互協調シテ石炭礦業ノ向
上發展ヲ期スルツイテ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ク

第九條 新一人會セントラル者ハ所定ノ申込書領ナシ理事會ノ承認ヲ得キモードス退會セラスレモ又同シ每年五月三日於テ正會員ノ前年度迄貢量ニ基キ其ノ准會員推薦人員モ増加生ジタル場合正會員ハ増減スベキ惟會員大名ヲ角出シハモドトス

第五條 本會ノ其ノ目的ニ達タル爲シ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭礦業ハ向上發展ニ關スル諸般ノ
開拓作業出資等ノ事

第十一條 會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ
會員一ヶ月以内ニ其ノ補缺推薦サズベキモノトス。
第十條ノ規定ニヨリ添炭数量減額三月ニ准會員ヲ准許
貢入ル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ニ異議ヲ添ズ
ルマドサ得ズ。

二、調査令ヲハシナシ
三、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
四、會員炭坑ノ焼失其ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ
調停守ガスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第十三條 正會員外亡ノ際其ノ相続人レタノ組合ノ正會員ノノソニ正議員ヲ自議行爲ナシテ本會ノ名譽ヲ損失又ハ本會ニ不利益ナリ行爲ナシ若ソハ會員ノ義務ナ履行セサルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
第十四條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ特分權ハ加

第六條 本會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ナ翼賛フル名士ニシテ理事會
ノ推薦ニヨルモノトス
二、正會員ハ本會ノ正當會員ニ付セシム所

何ナル理由アルトヨ近セウ
第十五條 本會之左ノ役員ヲ置ク
副會長
——
第四章 役員
名名

第十六條 評議會監查役事員五名以内、正會員十名以内、候補會員二十名以内、准會員二十名以内、正副會長各二名以内、總會二於正會員二十名以内、監查役及評議員正會員又准會員二十名以内。

但ジ同點者三名以上アル場合ノ年長順ヨリ順位ヲ定ム

第六章 會議

基本金

第十七條 会長ノ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐スルトキ之レ一代ノ理事ハ會長ヲ指揮ヲ受ク

總會ノ運営年度ノ終りニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ基本金

第十八條 會務ヲ執行スルトキ之レ一代ノ理事ハ會長ヲ指揮ヲ受ク

監查役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮詢ニ應スルモノトス

第十九條 但シ必要ノ場合ニ小實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

監查役ハ任期ハ左ノ通り定ム

會長、監查役ハ三年トス

監查役ハ評議員ハ一年トス

但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次一定

時總會終了迄任期延長スルモノトス

補缺者ノ任期ハ前任者ハ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲサルコトヲ得

第二十條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

但シ臨時ハ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得

第廿一條 諸事務員若干名ヲ任命スルコトヲ得

但シ會計年度ハ毎年四月一日ニ終ル

第廿二條 本會ノ資產、基金、會費及寄附金ノ他ノ收入金ヲ

以テ組織ノ會費ノ其ノ年度ノ豫算ニ應シ總會ニ諸リ必要ナル額

第廿三條 本會ノ經費ハ其本金ノ利子、收入會費、寄附金ノ他

ノ收入金ヲ以テ之レ充ツ

但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ

第廿四條 得

以テ組織ノ會費ノ其ノ年度ノ豫算ニ應シ總會ニ諸リ必要ナル額

第廿五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十日ニ終ル

第廿六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ

經ルコトヲ要ス

福岡鑛山監督局長 中 村 幸 八

第四回鑛業報國強調週間の實施に當つて福岡地方鑛業報國聯合會々長中村鑛山監督局長が管下

鑛業戰士へ與へられたる演說要旨を掲載することとした。

大政翼賛運動と鑛業報國運動の重要性

今や我が國は日獨伊三國同盟の成立によつて全く國論統一せられ、今後わが國は獨逸、伊太利と提携して大東亞共榮圈の設定、世界の再建に向つて邁進する事となつたのであります、これ洵に國威八紘に輝く大和民族の最高使命であつて國民として歡喜に堪へない次第であります、併しながら疎つて世界の大勢を靜かに按するに、この大和民族に課せられた大使命を達成するにはなほ前途に幾多の困難あることを覺悟しなければなりません、即ち支那事變の前途は未だ以て逆睹し難く、英米等援蔣國家群の對日攻勢は三國同盟成立と共に日を追うて露骨となり、この儘推移するに於ては何時如何なる事態に逢着するや豫測を許さない、といふ極めて逼迫した状勢となつてゐるのであります。われ等銃後の國民はもう一度しつかりと時局に對する不動の信念と不退轉の決意を固め、眞に舉國一致一億一心、聖旨を奉戴して天業翼賛に邁進しなければならぬのであります。

このためにはもはや從來のやり方や考へ方はどうしてもこの際變へなければならない、今迄のやうな自由主義とか功利主義とかいつて個人の都合ばかりを考へるやうなやり方では、この非常時を乘切ることは到底出來ないのであります。

大政翼賛運動と礦業報國運動の重要性

福岡礦山監督局長 中村幸八

第四回礦業報國強調週間の實施に當つて福岡地方礦業報國聯合會々長中村礦山監督局長が管下
礦業戰士へ與へられたる演説要旨を掲載することとした。

今や我が國は日獨伊三國同盟の成立によつて全く國論統一せられ、今後わが國は獨逸、伊太利と提携して大東亞共榮圏の設定、世界の再建に向つて邁進する事となつたのであります、これ洵に國威八紘に輝く大和民族の最高使命であつて國民として歡喜に堪へない次第であります、併しながら翻つて世界の大勢を諒かに按するに、この大和民族に課せられた大使命を達成するにはなほ前途に幾多の困難あることを覺悟しなければなりません、即ち支那事變の前途は未だ以て逆暗し難く、英米等援蔣國家群の對日攻勢は三國同盟成立と共に日を追うて露骨となり、この儘推移するに於ては何時如何なる事態に逢着するや豫測を許さない、といふ極めて逼迫した状勢となつてゐるのであります。われ等銃後の國民はもう一度しつかりと時局に對する不動の信念と不退轉の決意を固め、眞に舉國一致一億一心、聖旨を奉戴して天業翼賛に邁進しなければならぬのであります。

このためにはもはや從來のやり方や考へ方はどうしてもこの際變へなければならない、今迄のやうな自由主義とか功利主義とかいつて個人の都合ばかりを考へるやうなやり方では、この非常時を乗切ることは到底出來ないのであります。

茲において近衛内閣はその成立の直後政治、經濟、文化の各方面に亘つて新體制確立を叫び、大政翼賛運動を提倡し目下わが國は朝野を擧げて全國津々浦々に亘り燎原の火の如くこの運動が燃えさかつてゐるのであります、との大政翼賛運動の目標は高度國防國家の樹立にあり、従つて各種產業の原動力であり生産力擴充政策の基礎をなす所の石炭礦業の重要性は今後加はるばかりであります、この意味において一塊の石炭と雖も國家の血となり肉となる大切なもので、之なくしては實に戰争の遂行も生産力の擴充も出來ないのであります、また金も同様たとひ一瓦の金、一枚の金と雖も之を掘り精錬を制定するとか或は半官半民の日本石炭株式會社を設立するとか、更にまた新坑開發助成金や増產獎勵金を交付するとか各種資材の優先配給を行ふとか、また產金法や或は半官半民の日本產金振興株式會社や帝國礦業開發株式會社を設定するとか、或はまた探鑛獎勵金を交附するとか金買上げ價格の引上げ、鐵道運賃の減免をするといふやうに各種各様の獎勵方策を講じてゐるのであります、叙上如何に政府において増產獎勵をしても一番肝腎な皆さんに一生懸命に働いて貰はねば何等の効果も擧げることは出來ないのであります。

◇…………◇…………◇

次に本年度の石炭や金や銅等の増産計畫はどうなつてゐるかと申しますと、必ずしも良くないのであつて石炭に就いては四、五、六月頃までは非常に順調にゆき私共も大變喜んでゐたのであります、その後七、八、九月と大變悪くなつて來まして上半期を通計して豫定計畫に比較し相當の赤字となつてゐる、また金についても同じく非常に良くないといふ渝に遺憾千萬な實績であります、これに就いては事業主の方も、また皆さん方もよく反省して頂かねばならぬと存じます聞く所によりますと若い鑛夫の中には時局認識の不十分な人があり、彼處の山、此處の山へと一片の喰に惑はされて勤き廻る人があるといふことですが、この移動は單にその人に取つて何等益なきのみならず御國のために洵に不利益とな

るのであります、判り易く例を石炭に取つて申しますと、極く大難把な計算ですが一人が動くたびに十日乃至廿日仕事を休むとして、九州管内全体では一年間に凡そ二百万噸の減産となり、逆に移動を止めれば二百万噸の増産となるのであります。

更に缺勤防止といふことが最も大切であらうと思ひます、事變前には管内の出勤率平均八五%から九十%位だつたものが現在では七五%から八十分位に約一割方下つてゐるのであります、それには色々と理由もあり、例へば立派な体格の青年は應召し後に残つたものは概して体格も悪く病氣勝ちであるといふやうなこともあります、賃銀收入が以前に比べると大變良くなつたため少し働けば食べて行かれる、又鑛夫不足の折柄でもありどんなに怠けても減多に解雇されることはないといふのであるける、といふ風な横着な考へから缺勤するものも相當あるやうに聞きますが、これは誠に不都合千万な次第でありまして時局を認識せざるも甚だしいといはねばなりません。

以上の移動防止と缺勤防止の二つを皆さん方に本當にやつて頂ければ、本年度増産豫定の石炭五百五十万噸は九州管内だけで、然も一人の鑛夫も増さないでやつて行けるのであります、是非さうなる様に頑張つて頂きたいと考へる次第であります。

さうなれば労務者が鑛山から工場へ又は甲の鑛山から乙の鑛山へと移動することを禁止するための移動防止令といつたやうな法律や規則を作る必要もなくなつてくるのであつて、新體制とはかくの如く上からの強制でなく、下から盛り上つてくる國民の自發的愛國心によつて物事を進めて行くべきであらうと考へます、また先程述べました大政翼賛運動に就いて職能奉公とか臣道實踐といふことを云つてをりますが、これも別に事新しいことでも六ヶ敷いことでもなく、要するに職員なら職員、鑛夫なら鑛夫としての職分を全能力を發揮して國家に御奉公するといふ事であります、即ちわが

どうか皆さんにおいてはこの上共に礦業報國運動の大使命達成のため、自分達は國策を遂行する立派な礦業戰士であるといふ自覺の下に眞に滅私奉公、一段と協心戮力して大和民族の大理想たる大東亞新秩序の建設、世界の再建に向つて邁進せらんことを切望して已まない次第であります。

章邱炭田調査資料

〔前承〕

故渡邊久吉

目次

第五章 含炭層の地質構造及炭層

一、炭層の概況

- 一、東部區域
- 二、嶺山區域
- 三、鞏家塙區域
- 四、普集明水區域
- 五、白泉鎮區域
- 六、琅溝區域
- 七、山周家莊區域

第六章 炭質量

第七章 炭現狀

一、炭礦及出炭

- 一、掘採の状況
- 二、石炭の用途及販路
- 三、炭礦表

第五章 含有炭の地質構造及炭層

一、炭層の概況

章邱炭田に於ける炭層の數は炭田の廣汎に亘れるにより元より處により差異あり、東部區域中淄川縣管内の鞏家塙及嶺子附近に於ては含炭層は基底部より最上部迄之を見るを得べく、鞏家塙に於て炭層の數合計十三層を算す、蓋し全炭田中既知炭層數最も多き處なり。

章邱炭田の含炭層は淄川及博山炭田に連續するものなり、同炭田に於ては試掘及探掘の結果炭層賦存の狀態明かなるによ

り便宜上之を標準として本炭田の炭層を説明すべし。

淄川炭田に於ては炭層の數は厚さ一尺以上のものを算すれば十一層あり、是等の炭層を上中下の三群に分つを得ること第一圖に示せるが如し。

右の如く本炭田に於ける第二層乃至第五層（第一層第二層と稱するは第二層第二層と稱すると同様なり、葦家塙の炭層を章邱炭田の標準として用ふるときは淄川炭田及博山炭田の「行」と區別する爲め茲には特に層を用ふ）は上部炭層群の第一行A乃至第四行Pに第七層は中部炭層群の第五行Eに第九層及第十、十一層は下部炭層の第九行F及第十行Gに該當すべし。

章邱炭田の東部即ち博淄炭田に接する處に於ては炭層は博山炭田と同様に其炭質厚さ又は其上下盤の岩石に因みたる名稱を用ひ同一層に對しては博山に於けると同一の名稱あることあり。

中部石灰岩層下の下部炭層群の第九層及第十層は即ち博山炭田に於けると同様に油性炭及大小若炭の名稱あり、中部炭層群中の第七層及第八層は博山炭田の黃石炭及灰石炭に該當するが如く思惟せらる、上部炭層群の炭層は之を採掘する處少なく特別の名稱あるを聞かず、而して炭田の西部區域に於ては博山炭田と同一の名稱を聞かざりき、炭層の數は地質構造の如何によりて異なるのみならず其位置厚さ層向及傾斜等之に從て差異あり故に便宜上全炭田を數區域に別ちて是等の事項を記すべし。

二、東部區域

一、瑚山區域

本區域は磁窑塙南方即ち瑚山東麓に於ける含炭層の區域にして博山炭田西部區域に連續す、含炭層は瑚山々地の濟南石灰

岩を被覆して南北に走り東方二十度乃至五十度に傾斜す而して含炭層は其東側に於て略ぼ南北に走れる禹王山斷層によりて斷たれ直ちに狹帶を成せる大奎山層及赤色砂岩層に接す、爲めに本區域に露白する炭層は下部炭層群及中部炭層群の下層なりとす。

最南の尚莊附近に於ては薄油性炭、油性炭、鳥石炭及小石炭ありて其厚さ各一尺五寸乃至二尺強なりと言ふ、油性炭以下は下部炭層群に屬し油性炭は葦家塙の第九層即ち九行層に鳥石炭は同第十層大石炭に、小石炭は同第十二層或は第十三層に當るものなるべく、薄油性炭は博山炭田の油性占古に當るものならん、尚莊より北方に向ひ小范莊及磁窑塙附近に至れば含炭層の走向南北より漸次北西に轉向すると共に含炭層の幅廣くなり磁窑塙の南方には中部第一石灰岩層上に二炭層存在するが如く此處に採掘跡存す、該二炭層中の下層は薄性炭にして上層は五行炭即ち葦家塙第七層に當れる厚さ三尺ありと稱する黃炭なるが如し。

二、嶺子區域

本區域は磁窑塙より以西嶺子を經て東宋莊に亘れる長さ七基米半の區域にして含炭層は南方瑚山々地の濟南石灰岩層を被覆して同山地と崇山との間の低き地帶を占め北七十度乃至八十度西に走り北東方十度内外に傾斜し磁窑塙附近即ち瑚山區域に接する處にては北四十度乃至六十度西に走り北東方三十度以下に傾斜す而して含炭層の最上部は崇山の中腹に及び同山を構成する大奎山層によりて被覆せらる、楊家莊の南方及嶺子の南西方龍泉莊間に於て東北東に走り南東に落下せる一斷層ありて之に沿ひて地層の轉位せること露頭にて最大約四百米及八百米なりとす。

含炭層中部に於ける石灰岩層は普通一層乃至三層なるも嶺子の北にては厚さ四五尺のもの四層露出す、炭層は上中下の三炭層群に屬するもの存在す。

上部炭層群は崇山々腹に存し此處に夥多の採掘跡あり、王家窩村落北方の溪流に於て含炭層上部に挿在する炭層の状態は第二圖に示せるが如く厚さ一尺以上のもの三層あり、炭層累重の状態は淄川炭礦群に類似せり、其中第四層は鞏家塙第五層即ち四行層に該當し厚さ二尺以上あり。

中部炭層群は概ね瀧水北岸に沿ひ王家窩南方に採掘跡より炭層は二あり上層は鞏家塙第七層に該當する五行炭下層は珊瑚區域薄油性炭に該當する單に油性炭と稱するものあり、五行炭は厚さ最大三尺あるが如く油性炭は磁密塙臺頭崖には厚さ八寸乃至一尺あるも是より西部には其存在明かならず。

下部炭層群は瀧水南岸に沿ひ賦存し鞏家塙第九層に該當する黃炭（一名夾鋼炭）及同第十、十一層に該當する大石炭（一名密炸炭）小石炭ありて共に現今主要の稼行炭層なり、厚さは上層は磁密塙附近にては黃炭三尺最高四尺にして上部に厚さ三寸の頁岩を夾む、下層は嶺子附近にては大石炭三尺乃至五尺小石炭一尺なり。

三、鞏家塙區域

本區域は西宗莊より以西淄川章邱縣界を越え青楊河沿岸の張家莊附近に亘れる長さ約五基米の區域にして豹山南側の低地帶に在り、含炭層は四季山々地の濟南石灰岩層を被覆して單斜層を成し西北面に走り北々東十五度以下に緩斜し豹山の大奎山層に被覆せらる、嶺子區域に接する處にては北東に走り北西に落下せる斷層及北西に走り南西に落下せる斷層あり走向北東なる斷層面には之に沿ひ含炭層の一部撓曲して北東に走り北西六七十度迄急斜せる處あり、鞏家塙背後の鐵箱山及村落の南東方には含炭層中に貢入せる粗粒玄武岩及輝綠岩の岩床露出す。

炭層は上中下三炭層群に屬するものにして、鞏家塙附近には第一圖に示せるが如く十三層あり、其名稱、厚さ間隔及淄川炭礦の炭層に比較せる所左の如し。

層 群		層 ノ 順 番	名 称	淄川炭礦該當炭層	厚 サ (尺)	間 隔 (支那尺)
上 部 炭 層 群		第一 層	占 苗	—	○、六	—
第 二 層		獨 孫 子	一 行	A	一、〇	二〇
第 三 层		猪 肝 子	二 行	B	○、六	二〇
第 四 层		沙 鐵 末 子	三 行	C	一、〇一、〇	四〇
第 五 层		夾 鋼 子	四 行	D	三、〇	一八
第 六 层		小 黃 炭	小四行	D	一、〇一、〇	四八
第 七 层		大 黃 炭	五 行	E	一、〇一、〇	三六
第 八 层		灰 石 炭	六 行	F	一、〇一、〇	九六
第 九 层		青 碳 煙 炸 又 炸 子 炭	九 行	G	一、〇一、〇	一三〇
第 十 层		油 性 又 煙 炸	十 行	H	三、〇	四〇
第 十 一 层		馬 尾 沙	十一 行	H	五、〇一九、〇	八
下 部 炭 層 群		炭	十二 行	—	三五	一八
第 十 三 层		茶	一 行	—	一、〇	—

但し一支那尺と稱するは本地方に用ひらるゝ尺度にして略我一尺八寸に相當す即ち約半米なり、上部炭層群中第一乃至第五層第四、五層は炭質少しく良好なるも何れも菲薄にして殆んど採掘に堪へず中下炭層群中の第七乃至第十二層は厚さ二

尺以上ありて採掘し得べく第七、九、十層は質良好なり、但し第七層の厚さ七尺、第八層の厚さ八尺、第九層の厚さ五尺第十二層の厚さ九尺と稱するは炭層中に粗粒玄武岩、輝綠岩々床の貫入擾亂せるにより層厚擴大せるものなるべし。

四、普集明水區域

本區域は王村驛の南西青楊河沿岸より普集驛の南を過ぎ明水驛の北西に亘る長さ約二十基米の間に於て四季山及湖山々地北東側なる青楊河流域の平地に存し其の北東に大金岩英砂岩層より成る青龍山、河南山等の小丘阜嶺列して含炭層を被覆す、含炭層は主に明水驛附近に露白し其外河岸に於ける黃土斷崖の下部に少しく露出するのみ、隨て其構造詳かならざるも輩家場區域に於けるが如く單斜層を成し概して北六十度西に走り北東方十五度内外に傾斜す、大閻満莊附近にては約南北に走り西に傾斜せる斷層存在するか如し、又明水驛には北西に走り南西に落下せる斷層ありて地表に於ける轉位九百メートル、區域の西端鮑莊附近には略ば南北に走り東方に落下せる大斷層ありて、含炭層は遙か數千メートルの琅溝區域に轉位せり。

炭層賦存の狀態は輩家場區域と大同小異なるが如し、上部炭層群は輩家場に於けるが如く薄なるべく主要の炭層は中、下部二炭層群の第七層乃至第十層の四層なりとし、厚さは第七層不明第八層二尺、第九層二尺乃至三尺、時に貫入岩の影響によりて膨大して四尺乃至六尺、第十層二尺五寸余、時に貫入岩の爲め膨大して七尺あり、其中第九層及第十層は最も良好なる炭層にして全區域に亘りて之が採掘跡あり然るに明水驛附近にては第十層は西方に至るに從て甚だ縮薄すと稱せらる。

五、白泉鎮區域

本區域は明水驛の南方約十二支那里即ち明水より文祖鎮に至る路程中に在りて章邱炭田東部區域と西部區域との間に於て

別箇の小炭田を成し湖山西北麓の丘陵地間に於て一盆地を占む。含炭層は濟南石灰岩層上に座し略南北に走り東方十五度乃至五十度に傾斜し長さ四基米の間之を追跡し得べく基底部より東方に幅一基米余の處にて略ば南北に走れる断層によりて絶たる。

從つて本地に於ては含炭層の上半部を缺く、而して此断層に近き小距離の間は含炭層は南北に走り西方に三十度以上に傾斜し、爲めに含炭層は断層に近き處に軸を有する非對象形の向斜盆地構造を呈す、白泉鎮附近には下部石灰岩層及中部の三石灰岩層の露頭明瞭なり、岩層は中部炭層群の輩家場第八層及下部炭層群の第九、第十層に該當するもの存在するが如く、採掘跡存するも現に採掘するところなきにより厚さ明かならず。

六、琅溝區域

本區域は明水驛の南方、七支那里に位し西琅溝附近の低き丘陵地に在りて略ば南北に走り西方に落下せる一断層間に介在す、其幅員東西約一基米あり、含炭層は濟南石灰岩層を被覆して北々西に走り東北東に三十度に傾斜し其上部は北方爪漏河々岸の平地下に没す、採掘跡によりて見るに本區域に於ては中部炭層群の第八層、下部炭層群の第九、第十層存するが如きも其厚さを明かにする能はず。

七、山周家莊區域

本區域は西部區域の北東部にして琅溝の西より南方に李家莊、山周莊、東鳩頭を經て木廠澗に亘れる長さ八基米余の狹長なる地帶にして東境に文祖斷層あり、含炭層は中部石灰岩層より上位の部分にして幅員二百米乃至五百米の狹帶を成し其西は斷層によりて大奎岩英砂岩層に接し又は被覆せらる本層は層向南北乃至北々面にして西方十五度乃至三十度に傾斜し断層に近き處にては六七十度に傾斜することあり炭層の地表に近きものは上、中部炭層群に屬する第四、五層、第七層、

第八層なるが如きも其厚さ詳がならず、其下部炭層群の第九、第十層等埋藏するも斷層により、又は急傾斜を以て沈降するにより賦存區域狹少なりとす、採掘跡は山周家莊、及木廠澗に於て中部石灰岩露頭附近に多數あり、又文祖斷層に接近せる處に採掘跡あるは下部の炭層の斷層によりて之に沿ひ「撓り」たるものを探掘せしものならん。

八、文祖埠村區域

本區域は西部區域の南東部にありて文祖鎮附近及是より西方瓜漏河沿岸の埠村に亘れる、東西南北共に約五基米の地域なりとし章邱炭田中最も重要な部分なり。

含炭層は厚き黃土に被はれ其構造を明確に知り難く、且層向の變化、著しく斷層多きも概して北西より南東に長き向斜盆地を成すものと見るを得べし、埠村三德範に亘れる地帶即ち盆地の南西部に於ては、含炭層の基底を見るを得べし、埠村三德範に亘れる地帶即ち盆地の南西部に於ては、含炭層の基底を見るを得べく濟南石灰岩層を被覆して或は北西に走り北東に傾斜し或は南北に走り東方に或は東西に走り北方に傾斜し北東方に至るに従つて含炭層の上部の地層となり、盆地の中央部より北方の小丘草地に至りて大奎山層石英砂岩及雜色頁岩によりて被はる、而して本區域の北部にては含炭層及大奎山層は山周家莊區域と埠村區域との間に北々西に走れる向斜層を形成す。

含炭層の東緣を限れるものは文祖斷層にして該斷層は南北乃至北三十度西に走り西方に落下して此處には含炭層の比較的上部の地層露はれ断層東方の濟南東方の濟南石灰岩之に接す、含炭層の最南部も亦三德範村落の北端にて東西に走れる断層によりて絶たる。

文祖鎮附近に於ては文祖斷層及三德範斷層に接して含炭層の基底部は之を見るを得ず、唯木廠澗の東方なる文祖斷層に近き處に於ては南北及北東に走れるに断層間に介在せる地壘ありて此處に於て含炭層の最下部露出し濟南石灰岩層を不整合層によりて絶たる。

中部炭層群は二炭層あり上より第一層は木廠澗天源公司にて採掘せるもの及埠村苗家林天源公司にて採掘せる上層にして厚さ被覆す、含炭層の傾斜は十度乃至二十度を普通とするも南西部密頭及月宮附近其他斷層に近き處にては三十度乃至六十度なるところあり、炭層は上中下三炭層群に屬するものあり上部炭層群に屬するものは熱れも薄層なり主要炭層は中下炭層群に屬する四炭層なり、上部炭層群には水河莊西方、山老婆崖に於ける天源公司新開鑿堅坑内に露はれたるものは八層ありて其厚さ四寸乃至二尺六寸なりとし上より第六及第七の炭層は輩家場第四、五層に該當するが如く其厚さ一尺二寸及一尺六寸なり。

中部炭層群は二炭層あり上より第一層は木廠澗天源公司にて採掘せるもの及埠村苗家林天源公司にて採掘せる上層にして厚さ二尺乃至三尺普通三尺、第二層は文祖泰豐公司及馬家林裕通公司の上層にして厚さ四尺乃至七尺普通四尺、最も厚き處十尺なり、此二層は輩家場第七、第八層に該當するものなるが如し苗家林天源公司の厚さ二尺の下層は第一層と五十支那尺にありて、第二層なるか或は其間の別箇の炭層なりや未だ明かならず、下部炭層群には二炭層ありて輩家場區域の第九層、第十、十一層に該當するものなるが如し、第一層は馬家林裕通公司の下層及三畝地、天源公司の上層にして厚さ一尺乃至三尺なりとし、第二層は天源公司の下層及三德範に於ける炭層なりとし厚さ三、四尺とす。

中部炭層群の二炭層群の石炭は粘結性にして章邱炭田に於ける良炭なり、下部炭層群のものは半無煙に近く第二層は密頭子と稱せられ質最も劣れるが如し。

九、埠村曹范區域

本區域は埠村より西方大蛇溝に及び危山の西麓より南方曹范に亘れる區域にして東西の幅員六基米南北の幅員四基米乃至六基米なり。

含炭層は埠村附近及其西方大治莊翟家莊間にては南方金平山石灰岩を被覆して北八十度西乃至北七八十度東に走り北方に

十度乃至二十度傾斜せる單斜層を成し危山に至りて大奎山層に被覆せらる、翟家莊より南西は層向漸次北東に變し北西方十度乃至三十度に傾斜し西方朱巖山、青楨山に於て大奎山層に被覆せらる、此西には南曹范より北方、馬家莊、大蛇溝を過ぎて南北に走れる朱巖山斷層ありて東側落下し西側に濟南石灰岩層露出す、斷層の東側に於けるものは含炭層上部にして南北に走り東方に傾斜し、青旗山及黃旗山の丘陵地に於て大奎山層によりて被覆せらる、即ち含炭層は此丘陵地に於て向斜層を形成し其軸は朱巖山より黃旗山、青旗山を通じ危山の西に向ひ略ば南北に走れり、炭層は上中下三炭層群に屬するものありて其賦存區域は危山の北に及び面積廣大なりとす、本區域に於ける炭層賦存の狀態は文祖埠村區域に於けると同様に中下部炭層群の四層を以て主要炭層とし埠村の西より北、曹范に亘りて採掘跡多し、炭層の厚さは西方に薄く北曹范及南曹范附近に於ては普通厚さ二三尺のものを最厚層とするも南曹范務本公司附近に於ける下部炭層群中の二層は厚さ三尺乃至五尺なり。

青旗山向斜層の西翼に於ける上部含炭層中には數炭層あるも概ね六、七寸より一尺の厚さのものにして二尺に達するものなし、青旗山向斜層及危山下に埋藏せる中下炭層群の炭層の數及厚さ等は前述せる所と大差なかるべし。

十四家莊園

本區域は呂家莊の南敷田の處より北方上耕田を経て趙家上莊及李家上莊附近に亘れる長さ五基米余幅五百米乃至二基米の狭長なる低き丘陵及平地なりとす。

故に北方に開ける半向心構造を形成す、而して北方に向ひて漸次上部の地層を見るも黄土下に没して其跡を失す。炭層は上新莊、呂家莊間の藩家林附近に下部炭層群に屬するもの三四層あり厚さ各五、六寸乃至一尺にして其二層は鞏家塲第九、第十層に該當するが如く、厚さ一尺に達することあり、呂家莊南方には含炭層最下部に厚さ五六寸の二炭層埋在し、此處に採掘跡あり。

第六章 炭質

章邱炭田産石炭は概ね有煙炭乃至半無煙炭に屬し淄川及博山産石炭に類似する點多きも稍々脆弱にして粉炭となり易く塊炭を得る量は全般より之を見れば三割に出づるもの多からず、一般に粘結性なるものより粘結せざるものに至るまでありて骸炭を製造し得るのは其の一部に過ぎず、硫黄分は處によりて異なるも嶺子磁窑場、葦家場、曹范附近のもの等概して其含量多し、嶺子に於ける石炭には紙薄の英鐵鑛を夾し又炭層中に團魂を成せる黃鐵鑛を包藏す、蓋し文祖埠村區域產石炭は全炭田中の最優良炭にして以て博山淄川炭坑に比敵すべく、其多くは有煙炭にして一部には粘結力強く骸炭製造に適するものなり、章邱炭田にても博山炭田と同様なる石炭の名稱あり

末	子	粉	炭	焦	犬	馬	炭	大	块	炭	厚	炭	切	达	炭
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

炭層上下の位置によりて炭質に差異あるは博山及淄川炭田に類似せり。

上部炭層群に屬するものは一般に有煙炭に屬す、中部炭層群に屬するものは有煙炭及半無煙炭に屬し多少粘結性を有す即ち黃炭に屬するもの多し、葦家塙同益公司、第七層文祖泰豐公司に於けるものは有煙炭にして文祖に於けるものは之より該炭を製すべし。

下部炭層群に屬するもの半無煙炭にして蜜炸子に屬するもの多し、唯中部第一石灰岩層下の炭層即ち葦家塙第九層に該當する炭層の石炭は其上下炭層中のものに比して粘結性大なるは本來の性質なるべく磁鑿場附近にて油性炭と呼ぶも之に因るなるべし。

本炭田産石炭を地質調査所分析係にて分析したる結果は左の如し(成分百分中)

產	地	層群	炭層	水 分	揮發分	固定炭素	該炭質	灰	灰 色	硫黃	發熱量	比 重
磁鑿場人和公司	下部	夾鋼炭 (第九層)	一、〇六	九、九	齒、雪	粘結せず	四、三	黝	白	〇、壹	不 能	一、零〇
同 同 天 性 興	//	油性炭 (第九層)	一、三五	九、九	瓦、六	//	九、三	淡	黝	〇、允	//	一、零九
嶺子人和公司黃炭	//	黃炭 (第九層)	〇、壹	三、七	六、六	//	七、〇	淡	褐	三、壹	六、三	
葦家塙同益公司西礦	中部	第七層	一、〇三	四、三	圭、七	稍粘結す	九、〇	淡	褐	〇、壹	六、四九	
大上皋庄恒義公司	上層	第九層	三、三	六、六	セ、四	粘結せず	一九、三	褐	一、四	不 能	二、〇六	
馬家林裕通公司上層	中部	第八層	〇、六	六、〇七	圭、七	粘結す	一六、〇	淡	黝	〇、壹	六、九〇	
全 下層	下部	第九層	〇、六	六、〇七	圭、七	粘結す	一六、〇	淡	黝	〇、壹	一、零七	
三畠地、永源公司上層	//	第九層	〇、允	四、六	圭、七	粘結す	一六、〇	淡	黝	〇、壹	一、零六	
藩 家 林 同 心 井	下部	第十層	四、六	四、六	圭、七	粘結す	一六、〇	淡	黝	〇、壹	一、零六	
文 祖、泰 豐 公 司	一	骸炭	二、六三	六、七	セ、九	粘結せず	一八、七	黝	黃	〇、三	不 能	一、古七
全 全	中部	第八層	〇、八〇	一七、壹	圭、七	粘結す	一六、七	黝	黝	〇、四〇	不 能	一、古七
木廠潤宜統地、天源公司	中部	第七層	三、三三	〇、〇八	圭、七	粘結せず	一〇、三一	圭、七	圭、七	一、壹	不 能	一、壹三
藩 家 林 同 心 井	下部	第十層	四、六	七、九	八〇、元	粘結せず	六、六〇	六、六〇	六、六〇	一、壹〇	不 能	一、壹〇

章邱炭田に於ては火山岩即ち輝綠岩、粗粒玄武岩の貢入によりて炭質に影響あるを見る、嶺子人和公司、葦家塙東礦、大上泉莊、泉莊恒義公司の各炭坑には炭層附近に火山岩の貢入あり之に接觸せる部分は光澤鈍き緻密堅硬なる天然骸炭に變質せり、炭層群中に於て上部より下部に降るに従ひ有煙炭減少し半無煙炭又は天然骸炭増加せるは一部は火山岩の影響に歸すべし。

山東鐵道沿線には火成岩より成れる地多し東部炭田區域の北には長山(一名長白山)の火成岩層あり、又龍山驛の南西方吳家山及是より濟南に至る間には諸處に閃綠岩及紫蘇輝石、斑攔岩よりなれる山丘あり蓋し這般の火成山は含炭層中に貢入せる岩脈及岩床は此火成の岩地に近き東部區域に多く是より最も遠き文祖埠村區域に少なし同區域の良炭を産するは此事實によりて説明し得るが如し。

第七章 炭 量

炭量は主要炭量につきてのみ計算したり、即ち上部炭炭層中の二層中部炭層群中の二層下部炭層群中の二層なり本炭田には炭層の露頭牢にして地質圖上に想像炭層露頭線を描き是を炭量計算の基礎とせり。

琅溝、白果鎮、山周家死區域炭層の厚さの明ならざる處にては假りに隣區域の炭層の厚さを用ひたり。炭量の計算は地下

深さ五百米迄を限り地下深さ百米迄は既採掘範囲として之を除去せり、計算表には地下深さ百米より同三百米迄及地下深さ三百米より同五百米迄の二段に分ちて之れを計算せり茲に地下深さ百米等と稱するは含炭層露出地域の平地の排水準面を基準としたるものと知るべし。

炭層の傾斜は含炭層平均の傾斜を採用せり、東部區域に於けるが如く單斜層を成せる處に於ては炭層の走向に沿へる平均延長と傾斜に沿える平均幅とにより既存面積を計算せり、西部區域に於けるが如く盆地構造を形成せる處に於ては地質圖上に等深線を描き之れによりて賦存面積を計算せり。

石炭の重量は此重一、三一米立方一、三噸即ち其八立方尺の重量を一噸となす。

炭量計算表

一、瑚山區域

尙、庄南方、秦昌公司附近の東西斷層より以南の炭量は博山炭田炭量にて之を算出すべし。

◎尙庄附近

層部	炭層名	厚サ	傾斜二十度		深サ三百米迄(百米控除)		深サ自三百米五百米迄		炭量合計
			延長	平均幅	延長	平均幅	炭量		
下部	油性炭	一尺五寸	一尺五寸	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
中部	薄油性炭	一尺五寸	一尺五寸	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
下部	鳥石炭	一尺五寸	一尺五寸	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
合計	小石炭	一尺五寸	一尺五寸	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
	◎磁窑場南方								

層群	炭層名	厚サ	傾斜十五度		延長		炭量		炭量合計
			延長	平均幅	延長	平均幅	炭量		
上部	五行炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
中部	薄油性炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
下部	鳥石炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
合計	小石炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米

層群	炭層名	厚サ	傾斜十二度		深サ三百米迄(百米控除)		深サ自三百米五百米迄		炭量合計
			延長	平均幅	延長	平均幅	炭量		
上部	五行炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
中部	薄油性炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
下部	鳥石炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米
合計	小石炭	一尺	一尺	一、〇〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米	一〇〇米

◎ 臺頭崖、東宋庄間

層群	炭層名	厚 サ	傾斜十二度		深サ三百米(百米控除)	深自三百米五百米迄	炭量合計
			延長	幅			
上部	四行炭	二	六、三〇〇米	二、五〇〇米	六、三〇〇米	一、〇〇〇米	五〇四、〇〇〇屯
中部	五行炭	三	六、三〇〇	二、五〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
下部	大窪炭 (油炭) 小窪炭 (活性炭)	四	六、三〇〇	二、五〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	五〇四、〇〇〇
合計			六、三〇〇	二、五〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一〇一〇、〇〇〇

層群	炭層名	厚 サ	傾斜十五度		深サ三百米迄(百米控除)	深自三百米五百米迄	炭量合計
			延長	幅			
上部	第四層	二	五、〇〇〇米	二、〇〇〇米	八〇米	三、三〇〇米	五〇四、〇〇〇屯
中部	第七層	二	五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	六、三〇〇
下部	第八層 第九層 第十層	三	五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	一、〇〇〇
合計			五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	六、三〇〇

四、普集明水區域

層群	炭層名	厚 サ	傾斜十五度		深サ三百米迄(百米控除)	深自三百米五百米迄	炭量合計
			延長	幅			
上部	第四、五層	二	五、〇〇〇米	二、〇〇〇米	八〇米	三、三〇〇米	五〇四、〇〇〇屯
中部	第七層	二	五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	六、三〇〇
下部	第八層 第九層 第十層	三	五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	一、〇〇〇
合計			五、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇米	三、三〇〇	六、三〇〇

五、白泉鎮區域

層群	炭層名	厚 サ	傾斜三十度		深サ三百米迄(百米控除)	深自三百米五百米迄	炭量合計
			延長	幅			
中部	第八層	二	一、五〇〇米	一、五〇〇米	八〇米	一、一〇〇米	一、一〇〇
下部	第九層	二	一、五〇〇	一、五〇〇	八〇米	一、一〇〇	一、一〇〇
合計			三、〇〇〇	二、五〇〇	八〇米	二、二〇〇	二、二〇〇

六、琅溝區域	
層群	炭層名
上部	厚 サ
中部	延長 幅
下部	延長 幅
合計	炭量 合計
上部	深三百米迄(百米控除)
第十一層三	深自三百米ヨリ五百米迄
第九層二	一、三〇六、八〇〇屯
第八層三	一、七四一、四〇〇屯
第七層二	一、五九、八〇〇屯
第六層一	一、三〇六、八〇〇屯
第五層二	一、七四一、四〇〇屯
第四層一	一、三〇六、八〇〇屯
第三層二	一、七四一、四〇〇屯
第二層二	一、三〇六、八〇〇屯
第一層一	一、三〇六、八〇〇屯
合計	一、三〇六、八〇〇屯

七、山周家庄區域	
層群	炭層名
上部	厚 サ
中部	傾斜二十度
下部	傾斜三十度
合計	炭量 合計
上部	深三百米迄(百米控除)
第十一層三	深自三百米ヨリ五百米迄
第九層二	一、三〇六、八〇〇屯
第八層三	一、七四一、四〇〇屯
第七層二	一、五九、八〇〇屯
第六層一	一、三〇六、八〇〇屯
第五層二	一、七四一、四〇〇屯
第四層一	一、三〇六、八〇〇屯
第三層二	一、三〇六、八〇〇屯
第二層二	一、三〇六、八〇〇屯
第一層一	一、三〇六、八〇〇屯
合計	一、三〇六、八〇〇屯

◎ 國域 南半部	
層群	炭層名
上部	厚 サ
中部	傾斜三十度
下部	傾斜二十度
合計	炭量 合計

八、文祖埠村區域

層群	炭層名	厚 サ	延長 幅	面積	深自三百米五百米迄	延長 幅	面積	深三百米迄(百米控除)	延長 幅	面積	炭量
上部	第七、吾層一	一尺五寸	三、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、九九、〇〇〇	一、九九、〇〇〇	一、九九、〇〇〇	一、九九、〇〇〇	一、九九、〇〇〇
中部	第八層三	一尺	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
下部	第九層二	一尺	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
合計											

中 部	第 七 层 三	六、三〇〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇	三、八一、五〇〇
小 計	第 八 層 四	七、九〇〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、五九〇、〇〇〇	七、四〇五、一〇〇
下 部	第 九 層 二	一〇、一五〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	五、六七〇、〇〇〇	一、一四〇、〇〇〇
	第 十 層 三	二三、〇九〇、〇〇〇	二、九七〇、〇〇〇	八、〇一〇、〇〇〇	九、九九〇、〇〇〇
	尺 尺 尺				

下部	第九層二尺	三、六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、三五　、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、三九、四〇〇	二、四六、四〇〇
第十層一尺	三、四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、三五、〇〇〇	一、〇六、〇〇〇	一、三五、〇〇〇	一、三五、〇〇〇	一、三五、〇〇〇	二、三三、三〇〇
合計								二、六三、六〇〇
								四、九一、六〇〇

以上各區域の炭量を總計すれば三億八千九百二十六万九千三百九十五噸となる。此炭量中可採炭量を其四分の三、即ち一坪の面積につき厚さ一尺の炭層より石炭一屯を採掘するものとすれば可採炭量は二億九千九百九十五万二千四百四十六噸となる。東部區域の如きは買入せる火岩のため石炭の無煙炭となり採掘し得る處尠からず之を全炭田につき三分の一あるものと假定すれば純可採炭量は一億九千四百六十三万四千六百九十七噸、即ち二億万噸弱なり。

第八章 現状

一、炭礦及出炭高

本炭田中近年最も旺んに採炭せられたる地は文祖埠村區域にして之れに次ぎ鞏家塙及嶺子附近なり。從來採炭は右法に依り夏季雨期に坑内湧水多量となる時は操業を休止し或は資本調辨ならざる等ありて炭礦の位置を移轉し其興廢常なかりしも近時捲揚・蒸氣機關（ウインチ）及排水ポンプを用ふる處ありて炭礦の變動も少しく減少せり各炭礦の現況には末巻炭礦表に示せるが如し。

炭礦の數は調查當時二十二ありたり各炭礦の出炭高は炭礦名表に示せる如く、文祖泰豐公司の一日の三百噸を最も多量とし、次で鞏家塙同益公司の一日百二十噸なりとす、其他は炭礦の一日出炭量は合計十七万斤餘、即ち約百二十噸にして一炭礦に付五万斤前後のもの多し、即總計五百四十噸なり調査當時は農繁期に入りて勞働者の減少する時季なりしにより休

業せる炭礦多し冬期採炭期には出炭高是より増加すべし。

一、採掘の状況

採掘は悉く堅坑による堅坑は之を井と稱し多くは圓形にして大井は經八、九尺乃至十尺小井は經五尺乃至七尺強其坑口及上部には長方形の枠を施す。捲機には大井にては蒸氣力或は馬力小井には人力による蒸氣力によるものは蒸氣機關及小型（ワインチ）を備へ鐵索は經五分内外のものなりとし以て百斤乃至四百斤を捲揚げ「ケージ」を設備せるものは鞏家塙同益公司西鑛のみにして三順入り鑛車一輛宛を捲揚ぐ排水は嶺子人和公司及鞏家塙同益公司に於けるが如くポンプを用ふる處あるも其他の炭礦にては坑内にて段汲みを行ひ堅坑底に水を導き湛へ牛皮製水袋を以て捲揚ぐ水袋容量は一石乃至二石なり坑内運炭には長方形の柳條製長筐を用ふ通風には時に吹子を用ふる事あり燃油には豆油を用ひ坑木には柳樹最も多し、鑛夫は附近の農民を主とし採炭夫坑内運搬夫及坑内排水夫は一日一班即ち二十四時間交代とし或は時に二班即ち十二時間交代とす、坑外の運炭夫及捲揚夫は二班とす坑内採炭等の賃錢は一日一班のもの二吊文乃至四百文、二班の者一吊二百文坑外捲揚夫、排水夫、運炭夫等は五百文乃至八百文とす、唯同益公司に於ては一日三班に分ち八時間交代とし鑛夫一日の賃錢入坑するもの八百文坑外のもの四百文とす。

三、石炭の用途及販路

炭質劣等なる窯炸子は重に石灰燒製用或は家用として使用せらる、西部區域に於けるが如き良質の炭は工場用又は家用として需要あり。販路は濟南を主とし近鄉及山東鐵道沿線又山東北部及黃河沿岸の諸縣とし少量は青島或は時に上海市場に現はるゝことあり、石炭は之を山元にて販賣し又は炭莊の手を経て各地に輸送販賣せらる本地方にて炭莊の多きは明水驛及棗園莊とす、山東鐵道により此兩驛及王村驛より近年輸送せられたる石炭積出量は左の如し。

明水驛石炭積出表

月 次	大正七年度												大正八年度	大正九年度
	骸	炭	石	炭	骸	炭	石	炭	骸	炭	石	炭		
四	一八〇	七五〇	二、五二〇	屯	三	一九〇	二、三九五	屯	一	一〇五	二、二三〇	屯	七五〇	一
五	一五〇	七五〇	一、六〇五	屯	四	一九〇	二、二二五	屯	二	一六五	一、三九五	屯	四三五	一
六	一九〇	一、三〇五	一、九二〇	屯	五	一九〇	二、一六五	屯	三	一三〇	一、二二〇	屯	三〇	一
七	一九〇	一、二七五	一、三〇五	屯	六	一九〇	一、一六五	屯	四	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
八	一九〇	一、二一〇	一、二七五	屯	七	一九〇	一、一六五	屯	五	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
九	一九〇	一、一六五	一、一六五	屯	十	一九〇	一、一六五	屯	六	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
十	一九〇	一、一六五	一、一六五	屯	十一	一九〇	一、一六五	屯	七	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
十一	一九〇	一、一六五	一、一六五	屯	十二	一九〇	一、一六五	屯	一	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
十二	一九〇	一、一六五	一、一六五	屯	一	一九〇	一、一六五	屯	一	一九〇	一、一六五	屯	一〇五	一
計	一九〇	一、一九〇	一、一九〇	屯	月	一九〇	一、一九〇	屯	月	一九〇	一、一九〇	屯	一〇五	一

棗園寺莊驛石炭積出表

月 次	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	仕向地
一	一六五屯	一、三九五屯	一、九二〇屯	一、一六五	青島州
二	一三五	六〇	二、〇八五	三〇〇	膠南
三	一五	一五	五七〇	一八〇	開埠
四	七五	七五	八七〇	一八〇	青島
五	一五〇	一五〇	一五〇	一八〇	膠坊
六	四〇五	三九〇	三七五	三〇〇	膠子
七	六一五	三九〇	三九〇	一八〇	膠店
八	一〇八〇	一八〇	一八〇	一八〇	劉台
九	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	朱台
十	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	黃橋
十一	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	黃旗堡
十二	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	二十里堡
計	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	普集

出荷主は主に泰豐公司及裕通公司なり、仕向地は濟南を第一とし次に青島其他の沿線各驛なり。

出荷主は天源公司、泰豐公司、立業公司、永源公司なり。

四、炭礦表

出荷主は同益公司を主とす、仕向地は主に濟南なり。

域區莊家呂		域區范曹村埠		R	
W	V	U	T	S	翟家莊恒興公司直昭方
藩家林	大蛇溝	北曹范	南曹范務木公司	于家埠德信公司	
同心井			高	蔡汝洞	
濟衛公司 借區	村民某	蔡姓			
李雲浦					
四〇吊文					吊五千五百文
大 四 畝					二大畝
八年十月					四年八月休
小井二	九年一月	九	八年休	大畝一年	
二〇人	小井一	小井三	小井二	小井二	二〇人
力下部	吾人	一人	全	下部	力中部?
一		力上部	一	三各量	各
〇、六	〇、五	〇、七	一	一五	三一
一、〇〇斤	不明	六〇〇斤	休		休
一〇〇文					
吾					

時局と石炭の統制經濟

互助會石炭株式會社調査課長 中 村 適 雄

蘆溝橋の銃聲一發はよく日支開戦をさせた、然れども我が國は徒らに戦を好まざれば支那に宣戰布告をすることなく、只管戦線の不擴大主義を固持して平和裡に商議を進むる事に努めたのであるが不幸にも實戰は日に々擴大遂に日支事變となつて、我國は尊き幾多の犠牲を拂ひ莫大な軍資を費して之と戦ひ剩へ第三國のお節介にも應じつゝ猶猶を佛印に迄進駐させるの止むなきに至つたのである。此間既に四ヶ年を経過し其の内に——英、獨の第一次歐洲戰勃發に際しても我國はこれに不介入の旨を世界に宣言して専ら日支事變の解決に努めて來たのであるが、英、米の飽く事を知らざる援蒋行爲は無理に我國をして世界戰爭への入口迄進めさせたのである。

而して今や我同盟國伊太利は第三國ギリシャと開戦し、英國は相變らず我に敵性を捨てずしてビルマールートを再開殊更に我國の神經を刺戟してゐる。又米國はルーズベルトを大統領に三選させて——東亞新秩序の建設に一層反対を續けんとして居る有様である、前者の時勢を辨へざる遺口、後者の國是を忘れたる行動は言ふ迄もなく我が國及締盟國を見縊つた態度でなくて何んであろう。

然らば我等はかかる執拗なる挑戦的仕打に對して如何なる態度を持つべきや、答は誠に簡単である、戦ふべし戰争の目的は勝利なりの一言に盡きやう。即ち同盟樞軸の固き契りもさることながら、場合によりては我國一國でもこの世界の秩序を樹立す丈けの周到なる用意と堅固なる覺悟とを要する秋と思ふのである。

如斯近時世界の大勢は急轉し來つたのであるから我國の經濟體制もこれに應すべく急足の轉廻をなさねばならぬ時代となつて來たのである。即ち從來、英、米依存であつた——我國の經濟體制を精算する時期に到達したのである。従つて、そこには犠牲の大きな事も亦止むを得ないと思はれる要は官民一致協力して統後も戰線と心得てこの一大難關を切り抜けねばならぬ實に國家重大なる時局に遭遇して居るのである。

されば戰事が長期に亘るに連れて一般經濟の統制も漸時強化せらるゝは自然の勢であつて石炭界にありてもこれに伴つて石炭の統制經濟が行はれて來た。その強化實施に從て近時出される法律は誠に其數枚舉に遑がない、曰く石炭配給統制法、石炭配給調整規則、石炭品位取締規則、價格等統制令、會社經濟統制令及賃金統制令……等々であつてその各々の法律に施行規則や改正等が數多くあつて中々繁雜である。

これをよく吟味して夫々の法令に従ひ規則を守るために不斷の努力を要することとなつて來たのである。又我國に於てはかかる廣範圍の統制經濟は實に始めての事であつて此制度は今後長年に亘つて實施せらるべき情勢にある。言ふ迄もなく統制の實施に至る迄には一般に準備時代を必要とし漸時統制を以て馴致するのが良策ならんと思はれるが、諸種の事情の關係上此度は準備時代が少なく短時日の間に六ヶ敷い法律が矢繼ぎ早に出されたゝめ法律を出す人も經濟界の實情に乏しく民間にありても皆不馴れな事とて著しく規則を不便に感じ知らず／＼闇取引などの不面目なる行爲も行はれた様な事も一部に有つて時節柄誠に歎かはしき次第であつたが、又一面には事情を察せねばならぬ様な事も無きにしもあらずだと思はれるのである。時局を思へば皆共により艱苦欠乏に耐へてこの難關を突破せねばならぬ事は誰しも同感であらう。

されば、制度組織が窮屈である事などは勿論耐へ忍ぶべきであるがかかる制度は前述の如く準備を必要とする故に急に實施したものに其効果を急いで見ても反つてその影響が悪いと言はなければならぬ。

然らば石炭の統制經濟には準備時代がなかつたかと言へば見方によつては十分とは言へないかも知れぬが相當の準備期間

が有つたと言へよう、大正十五年夏季所謂大手筋の数社の間に甲子會と言ふものが出来て不況時代の送炭制限の事や販賣諸事項を打合せ有無を通じたのである。それは無論今日の統制經濟ほどに強固なものではなかつたが次第に内容が整のうて來たのである。其後昭和七年の下期になつて、全團體の内に、需給の調節、炭價の維持及取引條件の改正等を計る前より相當強固な團體を作り度いと言ふ議論が起り、場合に依つては共同販賣をも辭せずと言ふ様な非常に進んだ說をなす人もあつたのである。その計畫案は今日の統制組織に較べて相當年限込んで居りはせぬかと思はれる程で有つたと思ふが強大なる反対が起り共販制は勿論のこと、當時の甲子會を一步進めるとも嫌ふ者が出て來たゝめ一時は元に歸るかと案じられたが、漸く纏つて兎も角昭和石炭が生れて八年一月一日より開業を見たのである、其後今日の日本石炭が誕生するまで約八年間繼續し更に甲子會成立當時より數ふれば約十五年間この團體は續いたのである。

其の大手筋の大團體が骨子となつて出來て居るのが現在の日本石炭株式會社である。されば日本石炭は石炭の統制經濟に對しては元からの素人ではない筈である。又昨年來炭礦の經營、石炭需給及炭價等に付き兎角問題となれる中小炭礦層への統制々度實施に付きてはこの道に多年の經驗を有する互助會が——統制制度實施の是非並に一般石炭の統制經濟採用の可否と、それを採用する時期並に方法等に關して熱心に政府當局へ説明に努めたる事は耳新しきことにして、これより先政府より炭價引下の要求ありたる時にも中小炭礦の產出炭は礦區貧弱にしてこれが採掘にはコストが余計にかかるから大手筋炭礦の產出炭に十比し應當り相當の値上げすること等に關し數字を示して既に政府筋へ詳細報告に努めた後であるから、この度日本石炭が出來て愈統制經濟實施となつても業務方面の煩はしさき問題は兎も角、其精神に於ては政府は義に承知されて居ることであると思ふて居たのであるが事實は案に相違したるを見聞して遺憾に堪へぬ次第である。

日本石炭今日の取扱ひ方は石炭の配給に偏重せる嫌がある、たゞ配給計畫や、賣渡買戻しと云ふ様な手續き——事務にのみ傾注して、炭價などは何時迄も極めぬため中、小炭礦にありては、折角掘り出した石炭も送られず、又送つたものも炭發達史があるのでなからうか。

時流に投じてこの不可分の關係を精算せしめた時に日本石炭が直に不可分の關係に立つて遣るのは當然であつて配給權と言ふ所謂生産に對する糧道を扼するに法律や命令や堅いことのみ言ふのでは生産は成り立たない、金融の道を拓いてやること自体が不可分の關係に置くことで道を開くことは日本石炭自身の融通以外にないことは明らかなることである。生産擴充を無視しての石炭の配給統制は今日の石炭事情より見てあり得ない、生産擴充は大手筋のみの獨占ではない筈である。中小礦主の積極的な協力を必要とする、今日金融部門の適切運営こそ最も緊急である。今本年の出炭狀態を實績に見れば四、五、六月頃迄は非常に順調に出炭して來たのであるが、下期に入りては大變成績が悪く上半期を通計して見ると相當の赤字となつて居るのである。これは抽象的ではなく數字を擧げて話したいのであるが今は其自由を持たぬ故茲では遺憾がら遠慮致し度い、尤も其原因には労力、資材等の不足にも依るが統制會社の設立と云ふ事が多分に影響して居る事は否めない事實である。又一時的ではあるが下期に入つて雜炭がだぶつき反対に上炭、瓦斯發生爐用炭並に原料炭の不足を來して世は石炭飢餓の折柄と云ふに奇異なる現象を呈したのである。

これは炭價が統制によつて著しく下るとの見込みから買ひ控へたのと時季が夏枯なれば、必要欠くべからざるものと比較

的安價なる大手筋の産出炭とを主として引取り需要期に對する用意を等閑に附したる結果であつて來る需要最盛期には不妙その需給を困難ならしめるものとして識者の間に憂慮されてゐる。

日本石炭に於ても石炭統制實施後の實情に則し制度其他を講究せられて居ることなれば漸次改良せらるゝこと、思ふから今日迄の様な不安は今後長く續くまいとは思ふけれども日本石炭に於ても從來の經驗を基礎として政策に金融に急遽一層の努力を願ひ度い、即ち大炭礦も中小炭山も同一の機會均等にあらしめ何れにも偏する事なく制度に安心させて各其特長を發揮させること、又金融につきては、日炭は我國に於ける一元の大統制會社なれば資金の如きは少なく其現在の數倍に當る融通をきかす事としてこれが貸出しも固苦しき條件は一切言はず指定會社經由の申込を原則とし指定會社には十分責任を負はせることとして貸出しに付けては單に指定會社との間に研究をなしその申込に付きては直に決定何時にも融通すること、すれば不馴れなる統制の機構も案外順調に運營出來所期の成績を擧げ得られんかと思ふのである。

尙ほ最後に附言致し度きは聞くところによれば舊昭和系各社が、昭和石炭解散と同時に庚申會を組織したことであるその組織機能に就ては未だ公表されてないが其目的とするところは大手筋炭礦相互間の親睦を圖ることにあるものと思はれるが其同步調を取ることに依て日本石炭の事業に對しては相當の牽制力を有することになると云ふのである。これが事實とすれば我國石炭統制の退歩にして近き將來には必至の情勢にある生産配給の一元統制に對しても障礙となることなれば、大手筋團體は自省し甲子會並に昭和石炭成立當時の面目に立かへり自ら解散すると共に其の強大なる力を我國石炭統制經濟の發達に資せられん事を希望して止まないものである。

参 考

石炭品位取締規則

の改正に就いて（商工省）

品位取締の沿革

戰時經濟の進行に伴ひ重要基礎物資の一たる石炭に對する需要是急激に増加し爲に動もすれば品質の粗惡な石炭が市場に販賣せられるやうな傾向をすら生ずるに到つたので政府は輸出入品等臨時措置法に基き、昭和十五年四月十五日石炭品位取締規則（商工省令第二十一號）を制定して極力粗惡炭の販賣防止に努めた。

即ち先づ石炭を生産又は移輸入した者はその銘柄、品位を鐵山監督局長又は地方長官に届出でしめ、爾後轉々賣買せられる毎に銘柄、最低保證品位を必ず通知せしめて、最初の取引から最後の取引まで原則として同一銘柄の下に貫して取引せられるやうにして極力石炭品位の低下阻止を

圖つた（第一條乃至第六條）次に發熱量四千カロリー以下

・灰分百分の四十五以上の石炭（但し常磐炭・宇部炭に就ては別の定めがある）は原則として販賣出來ること、（第七條・昭和十五年四月商工省告示第百七十五號）、それ以下の品位の石炭等を販賣するには地方長官の許可を要することとした。（第九條）

これが本年四月十五日から施行された石炭品位取締規則の要點である。ところが、本年四月八日公布された石炭配給統制法に隨ひ十月一日から日本石炭株式會社の業務が開始せられ（昭和十五年勅令第三百十三號）其の結果石炭の取引上に大變革が起つたので本規則も之と歩調を合せて十

月一日より改正せられた。

銘柄賣炭より規格賣炭へ

日本石炭株式會社はブール平準價格制の實施に依り全國を鐵山監督局長又は地方長官に届出でしめ、爾後轉々賣買せられる毎に銘柄、最低保證品位を必ず通知せしめて、最初の取引から最後の取引まで原則として同一銘柄の下に貫して取引せられるやうにして極力石炭品位の低下阻止を數千の銘柄に縱斷的に分類してゐては價格の公正化は困

難であり、これを横断的に分類してゐては價格の公正化は困難であり、これを横断的に數十程度の規格に單純化して價格の統制の徹底を圖る必要がある。この銘柄賣炭から價格賣炭への轉換に即應することが今回の石炭品位取締規則改正の目的である。即ち十月一日から日本石炭株式會社の業務が開始せられ、全國石炭を一手に買入れ之をブル平原化して一定の規格に依り一定の價格を以て販賣することになつたのに應じて、石炭の規格取引の徹底を期する爲に改正せられたのである。この改正規則は十月一日官報掲載と共に即日施行されたが其の改正の要點は次の通りである尙三條以下は從前と大差ない。

種類及等級の通知義務（第一條）

從來は、石炭の生産業者・移輸入業者は販賣しようとする石炭の銘柄と最低保證品位（發熱量及灰分）を鐵山監督局長又は地方長官に届出でなければならなかつたが、改正規則によればさうした必要はない。然し石炭の生産業者又は販賣業者が石炭を賣渡さうとする時には、輸出の場合を除き商工大臣の定める規格に依つて、その石炭に種類と等

級とを定めて之を買受人に通知しなければならない。委託販賣の場合に在つては買受人の代りに受託者が通知の相手方である。この場合買受人には受託者が販賣業者として通知をする譯である。商工大臣の定める規格は、十月三日に商工省告示第五百八十一號に依り示された。
いま炭種及等級の定め方に付一例を示してみよう。
從來「〇〇特粉」といふ銘柄で取引された石炭があり、その最低保證品位が發熱量六、八〇〇カロリー、灰分一三・五ペーセントだとする。この石炭は第二種以下の何れにも屬しないとすれば第一種であり、又常磐炭及宇部炭以外の石炭であるとすれば甲號に該當する。その一回の荷渡數量が一噸以上ならば、規格表によつてみると一級に該當するそこで賣渡人は、「第一種・甲號・粉炭・一級」である旨を通知することになる。

若し一回の荷渡數量が一噸未満であるならば、規格表によつてみると「一等」に該當するから、「第一種・甲號・粉炭・等」と通知することになる。

しかしこの通知すべき等級は實際の品位を調べた上、自

己の判断に依り個々の取引毎に之を定めるのであつて、從

來のやうに變更の都度豫めこれを届出でたり、又は許可を受けたりする必要があるのでない。そして取引毎にこれを定めるのであるから、例へば「第一種・内號・粉炭・五級」と通知を受けて買つたが、その後選炭等の結果これを四級の品位にまで引上げ得たならば、自己の責任に於て「第一種・内號・粉炭・四級」と定めることは出来る。又逆に品位が低下したと考へる場合は勿論等級を引下げねばならないかうして定められた石炭の種類及等級に従つて日本石炭株式會社の買入價格や公定價格も定められるのである。

石炭の生産業者又は販賣業者は以上の如き規定に依つて通知した種類に該當しない石炭を當該種類の石炭として販賣する事を得ない。例へば第一種甲號塊炭と通知したのに第一種乙號粉炭を賣るが如きは許されない。又石炭の生産業者又は販賣業者は以上の如き規定に依つて通知した品位に達しない石炭を當該等級の石炭として賣渡すことを得ない。例へば三級と通知して四級の品位しか無い石炭を賣渡すが如きことは出來ない。

銘柄賣炭による場合（第二條）

前述の如く石炭の取引は銘柄賣炭から規格賣炭に轉換したのであるが、然し石炭の中には、炭質等の點から俄かに規格賣炭を實施することの適當でないものもあるので、第二條は、石炭の生産業者又は販賣業者は、商工大臣の指定した石炭を賣渡さうとするときは、第一條第一項の規格賣した石炭を賣渡さうとするときは、第一條第一項の規格賣銘柄と最低保證品位（發熱量と灰分のこと）で以下この意味に用ひられる）を定めて之を買受人に通知しなければならぬ、と定めた。——商工大臣の指定した石炭は、十月三日山陽炭・紀州炭以外の無煙炭である。これ等は全部銘柄取引による譯である。その銘柄は現在取引上用ひられて居るものと別表に掲げたから參照して戴きたい。

石炭の生産業者又は販賣業者は以上の如くして通知した所の最低保證品位に達しない石炭をその最低保證品位を有する石炭として渡すことは出來ない。なほこの第二條の規

定に依り通知すべき最低保證品位は個々で取引毎に定めるものであつて、從來のやうに變更の都度豫め届出又は許可を要するものではない。

種類・等級・銘柄・氏名名稱の表示義務

(第三條)

第三條は取引の公正明朗を圖る爲、種類・等級・銘柄・氏名名稱の表示義務を定めた。即ち、石炭の生産業者又は販賣業者は規格賣炭の場合に於てはその石炭に付定めた銘柄並に氏名名稱を掲示その他容易に之を了知し得る方法を以て表示するを要する。但し石炭を目的とする礦業權者が自產炭を賣渡す場合に鑛山監督局長に於て其の必要がないと認めたときはこの限ではない。又其の他の場合に於て地方長官がその必要がないと認めたのならばやはり同様である。

こゝに自產炭とは自己の掘採に係る石炭及之とその他の石炭とを混合した石炭を云ひ、以後自產炭といふときにはこの意味に用ひられてゐる。

指定品位以下の石炭の賣渡禁止 (第四條)

發熱量 三、五〇〇以上
灰 分 一〇〇分の四五以下

發熱量 三、二〇〇カロリー以上
灰 分 一〇〇分の四七以下

しかし來年の一月一日以後に賣渡す石炭に付ては次に示す品位に達してゐるものでなければならぬ。

粗悪炭發生の防止 (第五條、第六條)

(一) 常磐炭及宇部炭以外の石炭
發熱量 四、五〇〇カロリー以上 (無煙炭に在つては
四、〇〇〇カロリー)

灰 分 四〇〇分の四五以下

(二) 常磐炭

發熱量 三、九〇〇カロリー以上
灰 分 一〇〇分の四四・五以下

(三) 宇部炭

發熱量 三、四五〇カロリー以上
灰 分 一〇〇分の四五以下

即ち來年一月以後は品位は一般に引上げられるのである。而して以上の品位に達しない石炭は原則として賣渡せないが、特別の事情に依つて地方長官の許可を受けた場合はこの限りでない。又石炭を目的とする礦業權者が自產炭又は之を含む炭滓を賣渡す場合に於て鑛山監督局長の許可を受けた場合もこの限りでない。後に説明する第六條の許可

を受けた場合も同様である。

石炭の生産業者又は販賣業者は、其の賣渡す石炭に、指定品位以下の石炭・石炭を含む炭滓・その他石炭ならざる物を混入することは出來ない。即ち故意に石炭の品位を低下せしむることを禁ずる趣旨である。——但し、特別の事情に依つて地方長官 (石炭を目的とする礦業權者が自產炭を賣渡す場合に在つては鑛山監督局長) の許可を受けた場合はこの限りでない。(第五條)

指定品位以下の石炭又は石炭を含む炭滓から、石炭を選別して之を賣渡す者は地方長官の許可を要する。但し、石炭を目的とする礦業權者が、自產炭を賣渡す場合は例外である。(第六條第一項)

許可の詳細の手續は第六條第二項以下に定められてゐるが、次の如くである。

先づこの許可を受けようとする者は、次の如き事項を記載した許可申請書を地方長官に提出する。

一 第一條の規定に依り定むべき石炭の種類及等級

石炭の生産業者又は販賣業者は、商工大臣の指定した品位に達しない石炭又は石炭を含む炭滓を賣渡すことを得ない。炭滓とは、ボタ、ズリその他石炭を選別する場合に生ずる殘滓を謂ふのである。以下この意味である。

商工大臣の指定した品位は、十月一日の商工省告示第五百七十三號に於て示されてゐるが、本年末迄に賣渡す石炭に付ては從來 (昭和十五年四月商工省告示第百七十五號参照) 通りで次の如くである。

(一) 常磐炭及宇部炭以外の石炭

(二) 常磐炭及宇部炭 (宇部炭田大派層より產出する粉炭を除く)

發熱量 四、〇〇〇カロリー以上

灰 分 一〇〇分の四五以下

—(42)—

二 石炭を選別する場所

三 石炭を選別する方法及設備

四 原料たる石炭又は石炭を含む炭滓の取得方法

五 一月間に取扱ふ原料たる石炭又は石炭を含む炭滓の数量

六 賣渡先

そしてこの許可を受けた者が、記載事項の第一號乃至第三號に掲げられてゐる事項——石炭の種類及等級・石炭を選別する場所・方法及設備を變更しようとするときは、その事由を具して地方長官の許可を受けることを要する。また第六條第一項の許可を受けた者が、當該石炭の賣渡を廢止したときは遲滞なく之を地方長官に届出でなければならぬ。

結論

この他、第七條は地方長官又は礦山監督局長に於て必要ありと認めたときは當該官吏をして石炭の生産業者又は販賣業者の帳簿、その賣渡す石炭の品位その他の検査を爲さしめ得ることを規定し、附則は十月十五日迄に賣渡す石炭

に付て経過規定を設け、また從前の規定は十月一日前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては改正規則施行後も仍其の効力を有することを規定した。

要之、石炭品位取締規則は一定品位以下の石炭の販賣を禁止し、一定品位以上の石炭と雖も苟くも販賣市場に登場する以上は原則として規格賣炭を強制し、以て粗悪炭の販賣防止石炭價格の公正化に富與せんとするものであり、そ

の嚴正なる施行は戰時經濟の二大課題たる生産力擴充と低物價政策の遂行どにも貢献するものであり、切に關係各位の御協力を頗つて已まない次第である。



石炭販賣價格決定

(イ) 第一種甲號(一般用炭中常磐炭及宇部炭以外)

商工省では日本石炭株式會社設立に伴ひ新機構下の各地方別石炭最高販賣價格を制定

これを價格等統制令第七條に基き公定價格として十一月九日附商工省告示第七百八號を以て左の如く指定した。従つて昭和十五年九月商工省告示第五百十七號——無煙粉炭販賣價格指定の件——は廢止された。

◎商工省告示第七百八號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ石炭ノ販賣價格左ノ通指

定シ昭和十五年九月商工省告示第五百十七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十一月九日

商工大臣 小林一三

種類	大口販賣價格(大川端解乗)	小口販賣價格(持込渡)
石炭	一回ノ荷渡數量一噸以上ノ場合	一回ノ荷渡數量一噸未満ノ場合
等級	改斤渡(單位一噸)	等級單位一俵(正味五〇石)
大口販賣價格(大川端解乘)	一回ノ荷渡數量一噸以上ノ場合	一回ノ荷渡數量一噸未満ノ場合
等級	改斤渡(單位一噸)	等級單位一俵(正味五〇石)

(一) 有煙炭

一 東京府内渡販賣業者販賣價格

塊炭又ハ中小塊炭

特一級	元・九
同二級	元・七
同三級	元・五
二級	四・九
三級	四・七
四級	四・五
五級	四・三
六級	四・一
七級	三・九
八級	三・七
九級	三・五

一等	元・七
二等	四・二
三等	四・〇
四等	四・一
一六	三・〇

一九級	西・九
二〇級	西・七
等外級	西・五
同二級	三・九
同三級	三・七
同四級	三・五
同五級	三・三

等外一六	西・九
二〇	元・九
一九	元・七
一八	元・五
一七	元・三
一六	元・一
一五	毛・九
一四	毛・七
一三	毛・五
一二	毛・三
一一	毛・一
一〇	毛・九
九級	毛・七
八級	毛・五
七級	毛・三
六級	毛・一
五級	毛・九
四級	毛・七
三級	毛・五
二級	毛・三
一級	毛・一

特一級	元・九
同二級	元・七
同三級	元・五
二級	元・三
三級	元・一
四級	毛・九
五級	毛・七
六級	毛・五
七級	毛・三
八級	毛・一
九級	毛・九
一〇級	毛・七
一一級	毛・五
一二級	毛・三
一三級	毛・一

同三級	元・九
二級	元・七
三級	元・五
四級	元・三
五級	元・一
六級	毛・九
七級	毛・七
八級	毛・五
九級	毛・三
一〇級	毛・一
一一級	毛・九
一二級	毛・七
一三級	毛・五
一四級	毛・三
一五級	毛・一

同三級	元・九
二級	元・七
三級	元・五
四級	元・三
五級	元・一
六級	毛・九
七級	毛・七
八級	毛・五
九級	毛・三
一〇級	毛・一
一一級	毛・九
一二級	毛・七
一三級	毛・五
一四級	毛・三
一五級	毛・一

同三級	元・九
二級	元・七
三級	元・五
四級	元・三
五級	元・一
六級	毛・九
七級	毛・七
八級	毛・五
九級	毛・三
一〇級	毛・一
一一級	毛・九
一二級	毛・七
一三級	毛・五
一四級	毛・三
一五級	毛・一

微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)

特一級	元・七
同二級	元・五
同三級	元・三
二級	三・九
三級	三・七
四級	三・五
五級	三・三
六級	三・一
七級	二・九
八級	二・七
九級	二・五
一〇級	二・三
一一級	二・一
一二級	一・九
一三級	一・七
一四級	一・五
一五級	一・三
一六級	一・一
一七級	一・〇
一八級	一・九
一九級	一・七
二〇級	一・五
等外級	一・三

(口) 第一種乙號(常磐炭)	西・九
特一級	西・七
同二級	西・五
同三級	西・三
二級	三・九
三級	三・七
四級	三・五
五級	三・三
六級	三・一
七級	二・九
八級	二・七
九級	二・五
一〇級	二・三
一一級	二・一
一二級	一・九
一三級	一・七
一四級	一・五
一五級	一・三
一六級	一・一
一七級	一・〇
一八級	一・九
一九級	一・七
二〇級	一・五
等外級	一・三

塊炭又八中小塊炭	同二級	九・八三	元・元
同三級	九・二三	八・毛	
同四級	八・四三	七・毛	
特一級	十・二三	四・毛	
同二級	元・六三	四・毛	
同三級	元・三三	四・毛	
特一級	元・三三	四・毛	
同二級	元・三三	四・毛	
同三級	元・三三	四・毛	
一級	元・三三	四・毛	
二級	元・三三	四・毛	
三級	元・三三	四・毛	
四級	元・三三	四・毛	
五級	元・三三	四・毛	
六級	元・三三	四・毛	
七級	元・三三	四・毛	
八級	元・三三	四・毛	
九級	元・三三	四・毛	
一〇級	元・三三	四・毛	
一一級	元・三三	四・毛	
一二級	元・三三	四・毛	
一三級	元・三三	四・毛	
一四級	元・三三	四・毛	
一等	元・三三	四・毛	
二等	元・三三	四・毛	
三等	元・三三	四・毛	
四等	元・三三	四・毛	
一毛	元・三三	四・毛	

粉炭	一五級	三・三	元・七
特一級	一六級	三・三	元・七
同二級	一五級	三・三	元・七
同三級	一五級	三・三	元・七
一級	一五級	三・三	元・七
二級	一五級	三・三	元・七
三級	一五級	三・三	元・七
四級	一五級	三・三	元・七
五級	一五級	三・三	元・七
六級	一五級	三・三	元・七
七級	一五級	三・三	元・七
八級	一五級	三・三	元・七
九級	一五級	三・三	元・七
一〇級	一五級	三・三	元・七
一一級	一五級	三・三	元・七
一二級	一五級	三・三	元・七
一三級	一五級	三・三	元・七
一四級	一五級	三・三	元・七
一等	三・三	元・七	
二等	三・三	元・七	
三等	三・三	元・七	
四等	三・三	元・七	
一毛	三・三	元・七	

粉	一五級	三・三	元・七
特一級	一六級	三・三	元・七
同二級	一五級	三・三	元・七
同三級	一五級	三・三	元・七
一級	一五級	三・三	元・七
二級	一五級	三・三	元・七
三級	一五級	三・三	元・七
四級	一五級	三・三	元・七
五級	一五級	三・三	元・七
六級	一五級	三・三	元・七
七級	一五級	三・三	元・七
八級	一五級	三・三	元・七
九級	一五級	三・三	元・七
一〇級	一五級	三・三	元・七
一一級	一五級	三・三	元・七
一二級	一五級	三・三	元・七
一三級	一五級	三・三	元・七
一四級	一五級	三・三	元・七
一等	三・三	元・七	
二等	三・三	元・七	
三等	三・三	元・七	
四等	三・三	元・七	
一毛	三・三	元・七	

微粉炭 沈澱粉炭ヲ含ム

同一級

三・九三

三・九元

特一級

三・二三

三・四毛

同二級

三・二三

三・四毛

同三級

三・二三

三・四毛

一級

三・二三

三・四毛

二級

三・二三

三・四毛

三級

三・二三

三・四毛

四級

三・二三

三・四毛

五級

三・二三

三・四毛

六級

三・二三

三・四毛

七級

三・二三

三・四毛

八級

三・二三

三・四毛

九級

三・二三

三・四毛

(二) 第二種(原料用炭) (單位一噸)

等級

大口販賣價格
(太川端淨乘改斤渡)

特一級

二六・六三

同二級

二六・六三

同三級

二六・六三

一級

二六・六三

二級

二五・六三

三級

二五・六三

四級

二五・一三

五級

二四・八三

六級

二四・五三

七級

二八・〇三

八級

二七・七三

九級

二七・一三

(三) 第三種(瓦斯發生爐用炭) (單位一噸)

等級

大口販賣價格
(太川端淨乘改斤渡)

特一級

二六・八三

同二級

二六・五三

二級

二六・五三

三級

二六・三

四級

二六・三

五級

二六・三

六級

二六・三

七級

二六・三

四等
二十一

八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
毛三	毛二	毛一	毛零	毛一	毛二	毛三	毛四
雲八	雲七	雲六	雲五	雲四	雲三	雲二	雲一
靈八	靈七	靈六	靈五	靈四	靈三	靈二	靈一
靈八	靈七	靈六	靈五	靈四	靈三	靈二	靈一
毛三	毛二	毛一	毛零	毛一	毛二	毛三	毛四
毛三	毛二	毛一	毛零	毛一	毛二	毛三	毛四
毛三	毛二	毛一	毛零	毛一	毛二	毛三	毛四

—(54)—

川端舟乗改斤渡價格ヨリ一庵ニ付有煙炭ニ在リテハ
九五錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ一圓五錢ヲ控除シタル

(六)常磐炭ノ東京市外驛著貨車乗改斤渡ノ大口販賣價格ハ東京市各驛著貨車乗改斤渡價格ヨリ一颶ニ付ニ圓三錢ヲ控除シタル額ニ水戸驛ヨリ當該著驛ニ至ル鐵道納金ヲ加算シタル額トス

(八)(イ)常磐炭以外の石炭の左記地区ニ於ケル岸著解

(七)常磐炭以外ノ石炭ニシテ貨車モノ（炭鱗ヨリ鐵道
ニ依リ直送セラレタルモノ以下同ジ）ノ大口販賣價
格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル基準市場販賣建値價
格ニ日本石炭株式會社ノ定ムル運賃起算驛ヨリ著驛
ニ至ル鐵道納金（基準市場ナキモノニ在リテハ當該
石炭ノ日本石炭株式會社ノ販賣價格ニ販賣價格ノ建
値場所ヨリ著驛ニ至ル鐵道納金）ノ外一颶ニ付有煙
炭ニ在リテハ二圓二五錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ二圓
五五錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛著貨車乗改斤渡
ノ價格トス。

等外級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同三級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同四級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
粉炭	等外	一等	二等	三等	四等	五等	六級	七級

等外級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同三級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同四級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
粉炭	等外	一等	二等	三等	四等	五等	六級	七級

等外級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同三級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
同四級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
微粉炭(沈澱粉炭之含)	等外	一等	二等	三等	四等	五等	六級	七級

塊炭又名中小塊炭	特一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
特一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一一級
同三級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
等外級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
同三級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
同二級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級	一二級
三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級	一一級	一二級
一等	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一二級
二等	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級	一二級
(八)第一種丙號(宇部炭)	特一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級

同 同 同 同 同 同 八級 同 同 同 同 同 同 七級 同 同 同 六級 同 同 五級

1

粉炭(豆塊炭及微粉炭ヲ含ム)

一〇級 同 同 同 豆塊裏
同 同 同 同 同 同 同
四級 三級 二級 一級

12

—(67)—

四級 同 同 同 同 同 同 八級 七級 六級 五級 同 同 同 同 同 同 九級

8

同三號

一〇級 同同同同同同同同同同同同同同同同

二號	云・坐	哭・七
三號	云・君	哭・四
四號	云・三	哭・〇
五號	毛・七	哭・六
一號	毛・至	哭・三
二號	毛・七	哭・〇
三號	云・八	圖・六
炭 (チ・含ム)		
一號	四・右	哭・八
二號	四・六	哭・五
三號	四〇・毛	哭・三
一號	四〇・〇	哭・六
二號	四〇・七	哭・九
三號	四〇・九	哭・三
四號	毛・四	哭・〇
五號	毛・七	哭・〇
一號	毛・七	哭・〇
二號	毛・七	哭・〇
三號	毛・八	哭・六
四號	毛・七	哭・三
五號	毛・三	哭・〇
一號	毛・三	哭・〇
二號	毛・七	哭・〇
三號	毛・三	哭・〇
四號	毛・七	哭・〇
五號	毛・三	哭・〇
一號	毛・三	哭・〇
二號	毛・七	哭・〇
三號	毛・三	哭・〇
四號	毛・七	哭・〇
五號	毛・三	哭・〇
一號	毛・三	哭・〇
二號	毛・七	哭・〇
三號	毛・三	哭・〇
四號	毛・七	哭・〇
五號	毛・三	哭・〇
一號	毛・三	哭・〇
二號	毛・七	哭・〇
三號	毛・三	哭・〇
四號	毛・七	哭・〇
五號	毛・三	哭・〇

卷之三

—(66)—

同二號三•三
三號三•四
三•五三•七

(三) 本表價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販賣業者(石炭品取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ選別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス
(四) 大口販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八噸以上ノ場合ノ價格トシ小口販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八噸未満ノ場合ノ價格トス

(五) 横濱又ハ川崎港沖著本船側船乗改斤渡ノ大口販賣
價格ハ横濱港岸著船乗改斤渡價格ヨリ一颶ニ付有煙
炭ニ在リテハ九五錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ一圓五錢
ヲ控除シタル額トス

(六) 常磐炭ノ東横濱驛以外ノ驛著貨車乗改斤渡大口販
賣價格ハ東横濱驛著貨車乗改斤渡價格ヨリ一颶ニ付
二圓三〇錢ヲ控除シタル額ニ水戸驛ヨリ當該著驛ニ
至ル鐵道納金ヲ加算シタル額トス

第五區 六鄉、本川崎

右以外ノ地區ニ於ケル岸著船乗改斤渡大口販賣價格ハ本船側船乗改斤渡ノ價格ニ本船側ヨリ當該著岸迄ノ船賃ノ實費ヲ加算シタル額トス

(九)日本石炭株式會社又ハ石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受クル者ヨリ直接買受ケタル販賣業者ガ當該石炭ヲ更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ本表大口販賣價格ヨリ一廻ニ付一圓一〇錢(常磐炭及其ノ他ノ貨車モノハ一圓)ヲ控除シタル額トス

(十)持込渡ノ大口販賣價格ハ左ノ輸送經路ニ依ル場合ニ於テハ左表(甲)、(乙)及(丙)ニ依リ算出シタル該

當費用ヲ夫々本表大口販賣價格ニ加算スルコトヲ得
一 黃賓齒革、其ノ他ノ岸著度又ハ東横賓釋其ノ他

ノ驛著貨車ヨリ需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車等ニ依リ持込ム場合

二、横濱港岸、其ノ他ノ岸著船又ハ東横濱驛、其ノ
他ノ驛著貨車ヨリ販賣業者ノ貯炭場ニ引取りタル

地區	加算額 <small>(一町ニ付)</small>
第一區 橫濱川筋	有煙炭 無煙炭
第二區 新子安、子安、生麥	○・三 ○・四
第三區 鶴見 <small>(豊橋上流及運河ヲ除ク)</small>	○・五 ○・六
第四區 濱川崎	○・一 ○・二 ○・三

—(69)—

二級	元・三	元・三	元・三
三級	四〇・三	四〇・六	四〇・九
四級	七・六三	七・六三	七・六三
五級	七級	八級	九級
六級	一〇級	一一級	一二級
七級	一三級	一四級	一五級
八級	一六級	一七級	一八級
九級	一九級	二〇級	等外
同二級	三・六三	三・三三	三・三三
同三級	三・九九	三・九九	三・九九

等 外	四 等	三 等	二 等
一 七 〇	一 八 一	一 九 〇	一 九 一

同四級
同五級

三・四三
三・〇三
三・八

三・七	毛・哭
二・九	云・六
二・八	云・哭
二・七	云・六
二・六	云・六
二・五	云・六
二・四	云・六
二・三	云・六
一・九	三・哭
一・八	三・六
一・七	三・六
一・六	三・六
一・五	三・六
一・四	三・六
一・三	三・六
一・二	三・六
一・一	三・六

卷之四(74)

—(75)—

(本)第三種(瓦斯發生爐用炭)	(單位一噸)	同三級	二五・七九
		一級	二五・三九
		二級	二五・一九
		三級	二四・九九
		四級	二四・七九
		五級	二四・四九
		六級	二四・一九
		七級	二三・八九

(二) 第二種(原料用炭)
(單位一噸)

大口販賣價格
名古屋港半田
蒲郡港本船

九級	同	同	同	同	同	同	一〇級	同	同	同	同	同	同	粉炭(豆塊炭及微粉炭ヲ含ム)
一號	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	二號	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	三號	吳・六
四號	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	五號	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	六號	吳・九
七號	吳・七	吳・七	吳・七	吳・七	吳・七	吳・七	八號	吳・七	吳・七	吳・七	吳・七	吳・七	九號	吳・七
十號	吳・十	吳・十	吳・十	吳・十	吳・十	吳・十	十一號	吳・十	吳・十	吳・十	吳・十	吳・十	十二號	吳・十
十三號	吳・三	吳・三	吳・三	吳・三	吳・三	吳・三	十四號	吳・三	吳・三	吳・三	吳・三	吳・三	十五號	吳・三
十六號	吳・八	吳・八	吳・八	吳・八	吳・八	吳・八	十七號	吳・八	吳・八	吳・八	吳・八	吳・八	十八號	吳・八
十九號	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	二十號	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	吳・九	二十一號	吳・九
二十二號	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	二十三號	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	吳・六	二十四號	吳・六

四等
一〇

- (80) -

(三)本表價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭 配結統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式 會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販 賣業者(石炭品位取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭 ヲ選別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス	一〇級 同 同	一號 二號 三號	三・六 三・七 三・八	三・九 三・一 三・二
(四)大口販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八噸以 上ノ場合ノ價格トシ小口販賣價格ハ持込場所毎ニ一				

石炭株式會社ノ定ムル運賃起算額ミリ著驛ニ至ル
道納金（基準市場無キ物ニ在リテハ當該石炭ノ日本
石炭株式會社ノ販賣價格ニ販賣價格ノ建値場所ヨリ
著驛ニ至ル鐵道納金）ノ外一廻ニ付有煙炭ニ在リテ
ハ二圓二五錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ二圓五錢ヲ加
算シタル額ヲ以テ當該驛著貨車乘改斤渡ノ價格トス
(七)日本石炭株式會社又ハ石炭配給統制法第十五條第一
項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示
ヲ受クル者ヨリ直接買受ケ販賣業者ガ當該石炭ヲ更
ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ本表大口販賣價格ヨリ一
廻ニ付一圓一〇錢（常磐炭及其ノ他ノ貨車モノハ一
圓）ヲ控除シタル額トス

—(81)—

(五)常磐炭ノ雀島驛以外ノ驛著貨車乘改斤渡ノ大口販賣價格ハ雀島驛著貨車乘改斤渡價格ヨリ一颶ニ付五圓一二錢控除シタル額ニ水戸驛ヨリ當該雀島驛ニ至ル鐵道納金ヲ加算シタル額トス

(六)常磐炭以外ノ石炭ニシテ貨車物炭鑛ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタル物以下同ジノ大口販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル基準市場販賣建値價格ニ日本

常盤炭以外ノ石炭ノ左記地區ニ於ケル岸著船乗改斤
渡大口販賣價格ハ名古屋半田又ハ蒲郡港沖著本船側
船乗改斤渡價格ニ左記額以内ノ實費ヲ加算シタル額
トス但シ左記地區以外ニ於ケル岸著船乗改斤渡大口
販賣價格ハ名古屋半田又ハ蒲郡港沖著本船側船乗改
斤渡價格ニ本船側ヨリ當該著岸迄ノ通貨ノ實費ヲ加

—(81)—

(イ)名古屋港積ノモノ

地	區	加算額(一 碰付)	地	區	加算額(一 碰付)
第一區	名古屋港岸	五・六・七號地、道德 橋下、中川昭和橋下、稻水新田	第一區	大濱浦	○・三 ○・四
第二區	尾頭橋道德橋上、中川中川横堀	○・七 ○・八	第二區	大濱奥、臨港線二號 橋奥、棚尾、半田紡績	○・三 ○・四
第三區	納屋橋、瓦斯會社、山崎橋下、大江川	○・六 ○・七	第三區	武豐、武豐川、新川、臨港線一號口新川	○・五 ○・六 ○・七
第四區	新堀川止	○・九	第四區	大濱奥、北浦、半田	○・三 ○・四
第五區	蟹江、日光	○・八 ○・九	第五區	玉津浦	○・三 ○・四
第六區	黒川帝燃迄、津島、大高、大野、常滑	○・七 ○・八	第六區	大濱、半田	○・三 ○・四
第七區	一色、横須賀	○・七 ○・八	第七區	武豐、半田、新川	○・三 ○・四
第八區	古見	○・七 ○・八	第八區	大濱浦、半田紡績	○・三 ○・四
第九區	尾張新川、鳴海	○・七 ○・八	第九區	成岩、新川奥	○・三 ○・四
第十區	彌富、半田、平坂、大濱、三河新川	○・七 ○・八	第十區	生路川外、新川イタ 子橋奥、平坂、吉濱、高濱、高濱運河	○・三 ○・四
第十一區	豊橋	○・七 ○・八	第十一區	刈谷奥、大濱電燈、高濱運河船溜奥、實六	○・三 ○・四
第十二區	牟呂、田原、福江	○・七 ○・八	第十二區	高濱新土	○・三 ○・四
第十三區	小坂井柳生川	○・七 ○・八	第十三區	元刈谷、松江、高濱橫濱、東竹生、一色	○・三 ○・四
第十四區	伊川津	○・七 ○・八	第十四區	藤江、生路川、生緒川、千生豐岡、吉田奥、萩原	○・三 ○・四
第十五區	杉山、植田	○・七 ○・八	第十五區	幡豆、三河鳥羽、油ヶ淵	○・三 ○・四
(ウ)半田港積ノモノ			(ウ)半田港積ノモノ		

有煙炭
無煙炭

地	區	加算額(一 碰付)	地	區	加算額(一 碰付)
第一區	蒲郡、三谷	一・三 一・四	第一區	眞野、千生、西竹生、大岡	一・三 一・四
第二區	捨石、鹿島、江端、西方	一・三 一・四	第二區	龜崎、武豐、成岩、半田、奥現、福江、寺津、平坂	一・三 一・四
第三區	御馬、前芝、三ツ相	一・三 一・四	第三區	天津	一・三 一・四
第四區	伊川津	一・三 一・四	第四區	龜崎北浦、高濱、松江、新川外島、新川奥新川	一・三 一・四
第五區	杉山、植田	一・三 一・四	第五區	伊川津、山神、江比間、白谷	一・三 一・四
第六區	前芝、三ツ相、平井	一・三 一・四	第六區	小垣江	一・三 一・四
第七區	御馬川	一・三 一・四	(九)持込渡ノ大口販賣價格ハ左ノ輸送經路ニ依ル場合 ノ範圍内ニ於テ該當費用ヲ夫々本表大口販賣價格ニ 加算スルコトヲ得 ニ於テハ左表(甲)、(乙)及(丙)ニ依リ算出シタル額 ノ範圍内ニ於テ該當費用ヲ夫々本表大口販賣價格ニ 加算スルコトヲ得 一 岸著解又ハ驛著貨車ヨリ需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車 若ハ自動車等ニ依リ持込ム場合 取リタルモノヲ需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車 等ニ依リ持込ム場合 (甲)貨車ニ依リ輸送スル場合積込驛ヨリ荷卸驛ニ 至ル鐵道納金		
第八區	梅敷、萩原	一・三 一・四			
第九區	牟呂、高島、豐岡	一・三 一・四			
第十區	小坂井、柳生川、田原	一・三 一・四			
(ハ)蒲郡港積ノモノ					

有煙炭
無煙炭

—(86)—

—(87)—

小塊炭(小小塊炭ヲ含ム)

四等

—(90)—

同三號

二二號

三〇四

卷之三

104

同

三號
四六〇三·八二

(三) 本表價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販賣業者(石炭品位取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ選別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス

(四) 大口販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八吋
以上ノ場合ノ價格トシ小口販賣價格ハ持込場所毎ニ

(五) 舞鶴又ハ宮津港沖著本船側舟乗改斤渡ノ大口販賣
價格ハ二條驛著貨車乘改斤渡價格ヨリ一廻ニ付有煙
炭ニ在リテハ三圓五六錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ三圓
六六錢ヲ控除シタル額トス

六)貨車モノ(炭鉱ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタルモノ以下同ジ)ノ大口販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル基準市場販賣建値價格ニ日本石炭株式會社ノ場ナキモノニ在リテハ當該石炭ノ日本石炭株式會社

ノ販賣價格ニ販賣價格ノ建値場所ヨリ著驛ニ至ル鐵道納金」ノ外一廻ニ付有煙炭ニ在リテハ二圓二五錢ヲ、無煙炭ニ在リテハ二圓五五錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛著貨車乗改斤渡ノ價格トス。

七、貨車モノ以外ノ石炭ノ左記各驛ニ於ケル貨車乗改斤渡大口販賣價格ハ二條驛著貨車乗改斤渡價格ニ一廻ニ付左記額ヲ控除又ハ加算シタル額トス。

三等
四等
一等

—(96)—

—(97)—

種		(六) 第二種(原料用炭)(單位一噸)						
甲		(安治川軒乘改斤渡)						
等級	特一級	同二級	同三級	一級	二級	三級	四級	五級
五級	二五・〇五	二五・三五	二五・六五	二六・八五	二六・二六	二五・九五	二四・五五	二三・九五
四級	二五・一五	二七・一五	二七・一五	二四・二五	二四・二五	二三・九五	二四・七五	二五・一五
三級	二五・一五	二五・一五	二五・一五	二四・九五	二四・九五	二四・九五	二五・七五	二五・九五
二級	二五・一五	二五・一五	二五・一五	二四・九五	二四・九五	二四・九五	二五・七五	二五・九五
一級	二五・一五	二五・一五	二五・一五	二四・九五	二四・九五	二四・九五	二五・七五	二五・九五
同二級	二五・一五	二五・一五	二五・一五	二四・九五	二四・九五	二四・九五	二五・七五	二五・九五
特一級	二五・一五	二五・一五	二五・一五	二四・九五	二四・九五	二四・九五	二五・七五	二五・九五

同級 同級

一
等

一
等
二
六

同 同 同 同 二 同 同 一 級 粉炭(豆塊炭) 一級 同 同 同 同 ○ 同 同 同 同 同 同 八級

五號	元・西	元・西	元・西	元・西
一號	二號	三號	四號	五號
二號	三號	四號	五號	一號
三號	四號	五號	一號	二號
四號	五號	一號	二號	三號
五號	一號	二號	三號	四號

四
等

三 等

—(101)—

同級 同級

二 等
三 標

小塊(小小塊炭ヲ含ム)

四等
三一四

—(100)—

迄、一帶、天滿橋ヨリ片町驛

迄、天滿橋ヨリ都島橋迄

迄、堀川門橋迄

迄ノ運賃請掛ノ實費ヲ加算シタル額トシ機帆船モノ

(機帆船ニ依リ輸送セラレタルモノ)ニ在リテハ機

帆船乗改斤渡價格ニ當該機帆船ヨリ當該著岸迄ノ運

賃諸掛ノ實費ヲ加算シタル額トス

(八)日本石炭株式會社又ハ石炭配給統制法第十五條第

一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指

示ヲ受ク者ヨリ直接買受ケタル販賣業者ガ當該石

炭ヲ更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ本表大口販賣價格

ヨリ一廻ニ付一圓一〇錢(貨車モノハ一圓)ヲ控除

シタル額トス

(九)持込渡ノ大口販賣價格ハ左ノ輸送経路ニ依ル場合

ニ於テハ左表(甲)、(乙)及(丙)ニ依リ算出シタル該

當費用ヲ夫々本表大口販賣價格ニ加算スルコトヲ得

一 安治川絶、其ノ他ノ岸著絶又ハ各驛著貨車ヨリ

需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車等ニ依リ持込ム

場合

二 安治川絶、其ノ他ノ岸著絶又ハ各驛著貨車ヨリ

販賣業者ノ貯炭場ニ引取りタルモノヲ需要者ニ直

接又ハ貨車若ハ自動車等ニ依リ持込ム場合

モノトス但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限

リ本表價格ニ運賃諸掛ノ實費ヲ加算スルコトヲ得

(十)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ選炭セル

場合ハ一廻ニ付四〇錢ヲ加算シタル得

(十一)本表ニ掲タル小口販賣價格ハ左記引渡地區第一區

ニ於ケル消費者持込渡價格(容器ハ通ヒトス)ニシ

テ第二區又ハ第三區ニ於ケル消費者持込渡價格ハ本

表價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス

加 算 額

地 區 地 域 一 廻 一 廻 (正)

一 付 味 五〇 一 付

第一區 大阪市(西成區、東成區、住吉區、西淀川區、東淀川區及旭區ヲ除ク)及堺市 一

第二區 大阪市西成區、東成區、住吉區、西淀川區、岸和田市及布施市 一〇

第三區 第一區及第二區ヲ除ク地域 二〇 一〇

分以上ノモノトス但シ持込ノ際粉(篩目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容スルモノトシ三%ヲ超

ユル場合ハ本表小口販賣價格ヨリ一趣ニ付三圓、一

俵(正味五〇匁)ニ付一五錢ヲ控除シタル額トス

(十三)原料用炭及瓦斯發生爐用炭ヲ除クノ外二種類以上

ノ石炭ヲ選炭セズシテ販賣スル場合(未切込炭ト

シテ販賣スル場合)ノ販賣價格ハ當該石炭ノ等級ニ

該當スル粉炭ノ價格ニ一趣ニ付有煙炭ニ在リテハ五

〇錢、無煙炭ニ在リテハ六〇錢ヲ加算シタル額トス

(十四)地方長官本價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シ

タルトキハ本價格ハ之ヲ適用セズ

六 兵庫縣内渡販賣業者販賣價格

(一)有煙炭

(イ)第一種

甲 號

(一般用炭中常磐炭及宇部炭以外ノ石炭)

種 類

粉 炭	一五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一六級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一七級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一八級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一九級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	二〇級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
等 外	一級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同三級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同四級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
特 一 級	一級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同二級	二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同三級	三級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同四級	四級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同五級	五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
六級	六級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
七級	七級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
八級	八級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸

微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)	九級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一〇級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一一級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一三級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一四級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一六級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一七級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一八級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	一九級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	二〇級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
等 外	一級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同三級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同四級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
	同五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
特 一 級	一級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同二級	二級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同三級	三級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同四級	四級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
同五級	五級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
六級	六級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
七級	七級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸
八級	八級	西、丸 西、丸 西、丸	三、丸 三、丸 三、丸

塊炭又ハ中小塊炭		大口販賣價格(各 趣單位)		小口販賣價格 持込渡者	
特級	一級	元、丸 元、丸 元、丸	四〇、呪 四〇、呪 四〇、呪	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
同二級	二級	元、丸 元、丸 元、丸	三〇、只 三〇、只 三〇、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
同三級	三級	元、丸 元、丸 元、丸	二〇、只 二〇、只 二〇、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
四級	四級	元、丸 元、丸 元、丸	一〇、只 一〇、只 一〇、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
五級	五級	元、丸 元、丸 元、丸	七、只 七、只 七、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
六級	六級	元、丸 元、丸 元、丸	五、只 五、只 五、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
七級	七級	元、丸 元、丸 元、丸	三、只 三、只 三、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
八級	八級	元、丸 元、丸 元、丸	二、只 二、只 二、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
等級	二等	元、丸 元、丸 元、丸	一、只 一、只 一、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷
等級	三等	元、丸 元、丸 元、丸	一、只 一、只 一、只	元、荷 元、荷 元、荷	一回ノ荷 一回ノ荷 一回ノ荷

大口販賣價格(各
趣單位)
乘港價(各
趣單位)
一回渡數量
位一趣(單
位)
等級單位
味五〇匁(正
味五〇匁)

(二)第三種(瓦斯發生爐用炭)(單位一噸)

(大口販賣價格
各港岸著船
乘改斤渡)

—(110)—

同	同	同	同	三級
七級	同	同	四級	級
同	同	同	五級	級
六級	同	同	六級	級
同	同	同	五級	級
同	同	同	四級	級
七級	同	同	三級	級

同	同	同	同	同	同	同	同	八級
同	同	同	同	同	同	九級		
同	同	同	同	同	同	○級		
一級	二級	三級	四級	五級	六級			
毛炭	毛炭	毛炭	毛炭	毛炭	毛炭			
同	同	同	同	同	同			
小塊炭	小塊炭	小塊炭	小塊炭	小塊炭	小塊炭			

一等
四等

二
等

二

粉炭(豆塊炭及微粉炭ヲ含ム)

四等
二〇

三 等

(参)醸紹酒製法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本本邦
株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外
ノ販賣業者(石炭品位取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ
石炭ヲ選別シテ賣渡ス者ヲ含ム)ノ販賣價格トス
(四)大口販賣價格ハ持込場所毎ニ一箇月販賣數量八疊
以上ノ場合ノ價格トシ小口販賣價格ハ持込場所毎ニ
一箇月販賣數量八疊未滿ノ場合ノ價格トス
(五)本表各港岸著解乘改斤渡價格ハ神戸、尼崎、節磨
、廣畑、網干、木場、西宮、鳴尾、魚崎、御影、明

石、江井ヶ島、二見別府、高砂、荒井川入、伊保、曾根、石崎、赤穂、坂越、那波、相生、福良、洲本假屋、郡家、津井、湊、阿萬、岩屋津井山又ハ香住各港ニ於ケル岸著解又ハ機帆船乗改斤渡ノ價格トス

(六)神戸、尼崎、飾磨、廣畑、網干又ハ木場各港沖著汽船側解乘改斤渡ノ大口販賣價格ハ本表各港岸著解乗改斤渡價格ニ一処ニ付一六錢ヲ加算シタル額トス

(七)貨車モノ(炭鑛ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタルモノ以下同ジ)ノ大口販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル基準市場建値價格ニ日本石炭株式會社定ムル運賃起算驛ヨリ著驛ニ至ル鐵道納金(基準市場ナキモノニ在リテハ當該石炭ノ日本石炭株式會社ノ販賣價格ニ販賣價格ノ建値場所ヨリ著驛ニ至ル鐵道納金)ノ外一処ニ付有煙炭ニ在リテハ二圓五錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛貨車乗改斤渡ノ價格トス

(八)貨車モノヲ除ク石炭ノ本表各港以外ノ岸著解乘改斤渡大口販賣價格ハ汽船モノ(汽船ニ依リ輸送セラス)ノ外一処ニ付有煙炭ニ在リテハ二圓五錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛貨車乗改斤渡ノ價格トス

(十)持込渡ノ大口販賣價格ハ左ノ輸送經路ニ依ル場合ニ於テハ左表(甲)、(乙)及(丙)ニ依リ算出シタル該當費用ヲ夫々本表大口販賣價格ニ加算スルコトヲ得シタル額トス
ヨリ一処ニ付一圓一〇錢(貨車モノハ一圓)ヲ控除シタル額トス
ヨリ需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車等ニ依リ持込ム場合
一 各港岸著船、各港以外ノ岸著解又ハ各驛著貨車
二 各港岸著船、各港以外ノ岸著解又ハ各驛著貨車
ヨリ販賣業者ノ貯炭場ニ引取りタルモノヲ需要者ニ直接又ハ貨車若ハ自動車等ニ依リ持込場合

(甲)貨車ニ依リ輸送スル場合 積込驛ヨリ荷卸驛ニ至ル鐵道納金

(乙)自動車等ニ依リ輸送スル場合
輸送距離 一処ニ付 輸送距離 一処ニ付
二杆迄 一、九五 四杆迄 二、二五
六杆迄 一、六五 八杆迄 二、九五
一〇杆迄 三、二五 一五杆迄 三、七五
二〇杆迄 四、二五
二〇杆迄超ユル場合ハ一杆迄ヲ増ズ每ニ一〇錢増トス

(丙)陸揚、積卸等ニ際シ人夫ヲ要スル場合
貯炭場揚ノ場合 一処ニ付
解ヘ積替ノ場合 ○、八七
船ヨリ自動車等ニ積込ノ場合 ○、七三
船ヨリ持込ノ場合 ○、八七
貯炭場ヨリ自動車等ニ積込ノ場合 ○、四五
自動車等ヨリ持込ノ場合 ○、四五

貨車卸ノ場合 ○、五〇
船ヨリ貨車積込ノ場合 一、〇三
貯炭場ヨリ貨車積込ノ場合 ○、六九
前項ニ掲タル輸送經路以外ノ輸送經路ニ依リ持込渡ノ大口販賣ヲ爲ス場合ニ於テハ本表價格ニ依ルモノトス但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ本表價格ニ運賃諸掛ノ實費ヲ加算スルコトヲ得
(十一)大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ選炭セル場合ハ一処ニ付四八錢ヲ加算スルコトヲ得
(十二)本表ニ掲タル小口販賣價格ハ左記引渡地區第一區ニ於ケル消費者持込渡價格(容器ハ通ヒトス)ニシテ第二區又ハ第三區ニ於ケル消費者持込渡價格ハ本表價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス

引渡地区	地	域	一処ニ付	味五〇	正味五〇	一処ニ付	加算額
第一區	尼崎市、西宮市、神戸市 (六甲、摩耶、再度山頂 ヲ除ク)、明石市、飾磨 市、姫路市、洲本市、明石 郡大久保町、加古郡、明						

見町、別府町、印南郡曾根町、

加古川町、高砂町、島町、相生町、坂越町、

相生町、津名郡岩屋町、

相生町、由良町、三原郡、

志町、良町、及美方郡、

穂町、大久保町、印南郡、

穂町、志町、及美方郡、

ニル場合ハ本表小口販賣價格ヨリ一廻ニ付三圓、一

俵（正味五〇匁）ニ付一五錢ヲ控除シタル額トス

（十四）原料用炭及瓦斯發生爐用炭ヲ除クノ外二種類以上

ノ石炭ヲ選炭セズシテ販賣スル場合（未選切込炭ト

シテ販賣スル場合）ノ販賣價格ハ當該石炭ノ等級ニ

該當スル粉炭ノ價格ニ一廻ニ付有煙炭ニ在リテハ五

○錢無煙炭ニ在リテハ六〇錢ヲ加算シタル額トス

シテ販賣スル場合ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シ

タルトキハ本價格ハ之ヲ適用セズ

一、五〇

八

第三區域第一區及第二區ヲ除ク地

三、〇〇 三五

（十三）小口販賣ノ場合ニ於ケル塊又ハ中小塊炭ハ篩目四

分以上ノモノトス但シ持込ノ際粉（篩目四分未満ノ

モノ）混入重量率三%迄許容スルモノトシ三%ヲ超

●重役會理事會

本會記事

る件

一、買取價格と未決定分に對する措置に關し日本石炭會社

との交渉顛末報告

一、省納炭並に日發納炭十五年度下期契約に關する件

一、會並に會社内陳容整備に關する件

十月三十一日午前十一時若松商工會議所に於て重役理事會

を開催。

保田相談役、山本社長、武内專務、末吉、北代（代）、

金丸、中島、松尾、橋上、田籠（代）、有江、和才、美

川、高崎（代）、各取締役、西本、上田、各監査役、野内

吉原（代）、加茂、風戸、各理事出席。

記

一、第八期（昭和十五年上半期）決算報告並に之れが承認を

ハ、買取價格と販賣價格との差金前借に關する件

一、金融問題に關し日本石炭會社との交渉顛末報告

一、會社手數料並に日本石炭より受くべき販賣經費に關す

一、炭礦資金借入の件（當局との交渉經過報告）

其他重要事項

●定期時總會

十月三十一日午後二時より若松商工會議所に於て第八回定期總會を開催。

記

- 一、第八期(昭和十五年上半期)決算報告
- 二、炭礦資金借入の件
- 三、其他重要事項

△日本石炭幹部と本社幹部の懇談會

日本石炭古田副社長、國崎企畫部副部長一行が西下され
たが日本石炭の好意により十一月十八日本社幹部との懇
談會が開催され、本社からは保田相談役、武内専務、北
代、金丸、中島、松尾、田籠、有江、和才、美川、高島
西本、西田、吉原、風戸、山下、各幹部出席し午前十一
時より午後四時まで長時間に亘つて左記により眞摯なる
懇談を交へた。

- 一、金融に關する件

△日石關係事務打合會

十月二十日若松市公會堂に於て開催、各炭坑賣炭主任集
合、本社より各部長出席、主として日石提出書類の解説
並に用紙の配布を行つた。

尙二十日各職員一同佐世保に出張、支部關係炭礦に對し
て同様説明用紙配布した。

△事務打合部會

左記の通り日石會社事務に關する打合會を開催した。

十一月 八日	田 川 部 會	後藤寺町「役場」
全 九日	遠 賀 部 會	折尾町「喜樂」
全 十一日	飯 塚 部 會	飯塚商工會議所
全 十二日	上 嘉 積 部 會	山田町「大山」
全 十三日	福 岡 部 會	福岡市「昭和ビル」

各部會を通じ井村第一課長、久保係員、福島統制商務課

長出席。

△鐵道部會

左記の通り開催。

十一月十三日 田川部會 後藤寺町「役場」

全 十四日 遠賀部會 折尾町「喜樂」

全 十五日 飯塚部會 飯塚商工會議所

全 十六日 上嘉積部會 山田町「大山」

各部會を通じ野見山課長、丹生係員出張出席す。

△資材部關係打合地方部會

十月二十一日 遠賀部會 直方商工會議所

全 二十二日 西川部會 博多商工會議所

全 二十三日 田川部會 筑鐵本社

全 二十四日 嘉積部會 東町公會堂

各部會を通じ赤司部長、野見山、町田課長外出席す。

十月十六日午前十時より若松商工會議所に於て開催、坑
木配給状況視察の爲福岡へ向つた。

△故銑屑銑需給協議會創立に關する
懇談會

十月二十九日午後一時於直方商工會議所。

十一月五日若松商工會議所に於て開催。

△第十六回購買研究會

十一月六日若松商工會議所に於て開催、各炭坑用度主任

二、石炭需給に付日本石炭「手買入一手配給の原則に依る
責任の件

三、適正炭價設定の件

四、最低保證品位引上緩和の件

五、日本石炭買入價格中不適正なるものは改訂されべき事

六、販賣先に於る分析成績の取扱に關する件

七、混炭積出取締緩和に關する件

八、販賣差圖書變更簡易化並に諸讀書類單純化に係る件

九、日本燃料新聞(十一月八日)記事に關する件

十、買取價格算出基礎明示されたき事

十一、鑛區分合整理に關する件

出席、赤司部長外より七・七禁止令の解説を行つた。

十一月二十二日午前十時より若松商工會議所に於て開催

△田川部會坑木視察

十一月十六日中津へ向つた、本部より野見山課長、早間岩崎係員同行した。

△赤司資材部長上京
炭礦物資聯合會理事會に出席の爲、赤司部長十一月十八日上京、二十二日歸若。

△赤司資材部長上京
炭礦物資聯合會理事會に出席の爲
日上京、二十二日歸若。

十一月十六日中津へ向つた、本部より野見山課長、早間岩崎係員同行した。

一、米麥配給に關する件

—
—
—

石炭採掘鑛業權設定

石炭採掘鑛業權設定

(十月中)

採掘鑛區異動

探掘番號	位	置	變更事由	鑛業權
採掘番號	位	置	變更事由	鑛業權
長崎 一壹	西彼杵郡崎戸町			三菱鑛業株式會社
熊本 一壹	天草郡都呂々村志岐村本村			高橋靖昌
山口 三九	美禰郡大嶺村			日產化學工業株式會社
長崎 畏昇	佐世保市			同右
福岡 三四	北松浦郡江迎村佐々村鹿町小佐々村	增減	區	同上
福岡 三四	美禰郡大嶺村	增減	區	同上
福岡 三四	嘉穂郡大隈町	增減	區	同上
福岡 三四	同郡山田町	增減	區	同上
福岡 三四	鞍手郡笠松村	增減	區	同上
	合 分 合 增 併 區 割 併 區	同 右	同 中島鑛業株式會社	同上
	九 州 曹達株式會社	同 右	同 中島鑛業株式會社	同上
福岡 五六	田川郡添田町	井 上 武 三 郎 外	岩 尾 菊 太 郎	井 上 武 三 郎
宇部市	機 部 啓 作	井 上 武 三 郎	岩 尾 菊 太 郎	讓 渡
	理由	理由	理由	理由
	鑛業權者異動 (十月中)	舊鑛業權者	新鑛業權者	鑛業權者

石炭鑛業權設定

自昭和十五年八月十二日至昭和十五年九月六日

福岡鑛山監督局

登録番號	鑑區所所在地	面積	鑑業權者住所氏名	田邊讓外一人	田邊
				益田勘吾外一人	益田
				兒島完一	兒島
				同	同
長崎六三	美蘇郡大嶺村 嘉穂郡山田町	北松浦郡皆瀨	美蘇郡大嶺村 嘉穂郡山田町	益田勘吾外一人	益田
福岡六二	鹿本郡内田村 天草郡今津村教良木河内村	福岡市筑紫郡那珂町 福岡市糟屋郡志免町	鹿本郡内田村 天草郡今津村教良木河内村	益田勘吾外一人	益田
佐賀五〇	南松浦郡福江町 糟屋郡木花村	飯塚市立岩 同	山口縣吉敷郡小郡町 福岡市西中洲川西町	益田勘吾外一人	益田
山口四九	同郡久原村山田村 山門郡三橋村三瀬郡大瀬村蒲池村	長崎縣北松浦郡中里村 福岡縣若松市新地三丁目	山口縣吉敷郡小郡町 福岡市西中洲川西町	益田勘吾外一人	益田
東松浦郡漆村並二海面	厚狹郡厚狹町生田村 同郡小野田町地先海面	飯塚市立岩 福岡市春吉	沖野長一 土太外二人	益田勘吾外一人	益田
五〇、五〇	浮羽郡水纏村水分村田主丸町	株式會社麻生商店 藤田實藏外一人	中村雅弘 株式會社麻生商店	益田勘吾外一人	益田
五九、五〇	大坂府中河内郡柏原町	西崎	岩崎土太外二人	益田勘吾外一人	益田
六〇、五〇	大阪府豐能郡庄内町	小森半次	奈良井民	益田勘吾外一人	益田
六一、五〇	東京市芝區田村町一丁目	古野榮造	高須重彦	益田勘吾外一人	益田
六二、五〇	宇部礦業株式會社	民	同	益田勘吾外一人	益田

西松浦郡有田村有田町	同	高須 重彦 外二人
藤津郡東嬉野村吉田村	同	篠崎 緑吉
日田郡日田町光岡村三芳村	同	草場 澄市
天草郡城原村坂瀬川村手野村	同	原田 茂子
北高來郡田結村古賀村江ノ浦村戸石村	同	末吉 役重
同郡江ノ浦村有臺村並ニ海面	同	佐世保市立町
北松浦郡佐々村	同	佐賀縣杵島郡武雄町
西彼杵郡平島村並ニ海面	同	東京市麻布區永坂町
南松浦郡青方村魚目村北魚目村並ニ海面	同	長崎縣北松浦郡小佐々村
鞍手郡山口村笠松村若宮村	同	同
藤津郡七浦村古枝村	同	佐世保市保立町
小城郡小城町東多久村	同	吉通 隆
鹿本郡内田村	同	吉井 倉吉
南高來郡西郷村神代村	同	吉原 豊彦
北松浦郡世知原村吉井村皆瀬村	同	吉原 豊彦
宇土郡宇土町花園町綠川村下益城郡守富村	同	吉原 豊彦
宇土郡六嘉村飯野村秋津村	同	吉原 豊彦
宗像郡河東村池野村	同	吉原 豊彦
長崎本村	同	吉原 豊彦
長崎本村	同	吉原 豊彦
熊本大村	同	吉原 豊彦
熊本大村	同	吉原 豊彦
福岡大村	同	吉原 豊彦
福岡大村	同	吉原 豊彦
八女郡忠見村川崎村	同	吉原 豊彦
同	吉原 豊彦	吉原 豊彦
京都市伏見區深草正覺町	今西 康二 外六人	吉原 豊彦
東京市麹町區丸ノ内二丁目	刀根禎一	吉原 豊彦
佐世保市保立町	吉原 フデ 外二人	吉原 豊彦
佐世保市松浦町	吉尾 學 外一人	吉原 豊彦
大牟田市寶坂町二丁目	沖野 長一	吉原 豊彦
山口縣吉敷郡小郡町	辻 松	吉原 豊彦
佐世保市	原 康吉 外一人	吉原 豊彦
東京市麹町區丸ノ内二丁目	日鐵礦業 株式會社	吉原 豊彦



炭界日誌

福井生

十月十一日 金

△東北炭礦では會長に赤司初太郎氏、社長に福本貞喜氏が就任し其の他部課長を決定した。

△西部石炭聯合會では新會長として小城炭礦社長中野敏雄

△増産奨励金新坑掘進助成金並に保償金交付は來年も据置

△満洲國の石炭供給量増加の見込がついた
十月十三日 日

△満洲國の石炭供給量増加の見込がついた
十月十三日 日

△増産奨励金新坑掘進助成金並に保償金交付は來年も据置

宇都宮市中字部	賴尊隼太	藏内次郎兵衛外一人
小倉市鍛治町	同	同
福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏	外一人
東京市京橋區銀座西七丁目	明治礦業	株式會社
長崎縣北松浦郡袖木村	吉居丑之助	
高須重彦		
福岡市大名町		
三三〇〇		
同		
同郡長田村深海村小江村並ニ海面	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
同郡長田村	同	三三、〇〇〇
北高來郡小長井村並ニ海面	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
杵島郡朝日村若木村北方村小城郡西多久村	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
阿蘇郡錦野村上益城郡白水村津森村	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
佐賀三九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
長崎三九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
北高來郡小長井村並ニ海面	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
同郡長田村深海村小江村並ニ海面	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
同郡長田村	同	三三、〇〇〇
北高來郡諫早町	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
山門郡兩開村地先海面大和村地先海面	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
福岡七九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
長崎七九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
佐賀三九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
長崎七九〇〇	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇
北高來郡諫早町	高美、 三九〇〇	二五、〇〇〇

きとなる模様である。

十月十五日 火

△北樺太炭礦では増田名好炭礦を買収積極的開発を行ふ事になつた。

十月十六日 水

△燃料局で原料炭及びガス用炭の増産を期し近く協議會を開催する事となつた。

十一月十七日 木

△ガス用炭として褐炭の使用が叫ばれて來た。

十月十八日 金

△炭礦用物資配給は原料炭關係へ優先する事になる模様である。

十月十九日 土

△官廳用暖房用石炭につきては今冬も相當節約するものと見られる。

十月二十日 日

△密山炭礦開發の爲傍係會社が設立されるらしい。

十月廿一日 月

△東見初炭礦では北支進出を計畫し技術者を現地に派遣した。

十月廿九日 火

△商工省燃料局の若松支所設置はいよいよ具体化近く石炭部より事務官駐在するものと見られてゐる。

十月三十日 水

△筑豊採炭組合では近く組合員の懇談會を開いて資金問題につき意見交換をする事になつた。

十月卅一日 木

△本社重役會並に第八回定期總會。

十一月一日 金

△満炭・日鐵共同出資の下に設立される事になつてゐる密山炭礦會社の設立は河本前満炭理事長の辭任により行惱みの形となつた。

十一月二日 土

△若松石炭卸商組合では役員會を若松市公會堂に於て開催合同石炭加盟問題につき最後的協議を行つた。

十一月三日 日

△樺太石炭會社の創立は來月早々と決定した。

十月廿二日 火

△若松合同石炭では新加入者資格審査中であるが加入決定したる後第二石炭會社の設立の豫定である。

十月廿三日 水

△關西石炭株式會社設立が具体化した。

十月廿四日 木

△商工省では規格賣炭へ移行した爲、検量檢炭強化の方針を以て具体案を練つてゐる。

十月廿五日 金

△蒙古政府では主力炭礦代表者を招致し増産に關する懇談會を開催すべく着手した。

十月廿六日 土

△商工省では主力炭礦代表者を招致し増産に關する懇談會を開發すべく着手した。

十月廿七日 日

△北支開發指導方針の隨一に石炭を据えた。

十月廿八日 月

△武内専務歸社。

△製鐵用石炭問題解決等協議の爲、官民懇談會が開催され
る事になつた。

十一月九日 土

△政治經濟研究會では石炭品質低下抑制につき建議要望す
る事になつた。

十一月十月 日

△本會炭礦では近接炭礦の隣保組織を計畫し、經營の合理
化を目指す事になつた。

△日產高松號の獻納式が舉行された。

十一月十一日 月

△微粉炭ガラは公定價格未決定の爲販賣不能となり、公定
價の決定が待たれてゐる。

十一月十二日 火

△商工省では原料炭增産命令は資材勞力關係上出さぬ事に
なつた。

十一月十三日 水

△内務省工場鑛山防空研究會の主催により筑豊、筑後の兩
△日本石炭古田副社長と本社幹部との懇談會が開催された

十一月十九日 火

△大阪商工會議所では石炭增産策に關して建議した。△從業者移動防止令本日から實施された。

十一月二十日 水

△日本石炭古田副社長一行西下した。

十一月二十一日 木

△上京中の福鑛局榎本總務部長歸任、今後石炭の生產統制
に重点を置く旨語つた。

十一月二十二日 金

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十三日 土

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月二十四日 木

△三井山野礦業所では労働時間の適正化につき研究中であ
る。

炭田の空中視察を行ひ炭田の防空對策を樹立する事にな
つた。

△日本石炭古田副社長一行西下した。

△日本石炭古田副社長と本社幹部との懇談會が開催された

△日本石炭古田副社長一行西下した。

十一月十五日 金

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月十六日 土

△若松合同石炭評議員會。

十一月十七日 日

△上京中の福鑛局榎本總務部長歸任、今後石炭の生產統制
に重点を置く旨語つた。

十一月十八日 月

△日本石炭古田副社長と本社幹部との懇談會が開催された

十一月十九日 火

△日本石炭古田副社長一行西下した。

十一月二十日 水

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十一日 木

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月二十二日 金

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十三日 土

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月二十四日 木

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十五日 金

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月二十六日 土

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十七日 木

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

十一月二十八日 金

△若松合同石炭評議員會。

十一月二十九日 土

△石炭統制機構整備の爲、中央に一元的生產統制機關を設
置する案が出てゐる。

本會會員炭礦異動

新入會之部

登録番號	炭礦名	炭礦所在地	經營者名
長崎縣第一八四四四號	上野坑	長崎縣北松浦郡志佐町	中島鑛業株式會社
登第三九七號	鹿爪坑	長崎縣北松浦郡調川村	右同
登第三六四號	大成坑	佐世保市木風町一三九二番地	右同
登第三三二號	福石炭礦	佐賀縣東松浦郡嚴木村大字中島字深町	峰桃十
登第三七五號	日越炭礦	佐世保市中通町二二〇番地	青木富吉
登第一一三號	中通炭礦	有限會社大和商會	佐世保市中通町二二〇番地

變更事項之部

月日	事由	舊事實	新事實
九月廿六日届出	炭坑譲渡經營者變更	山口炭坑 山口熊市	山口炭坑 野口繁生
九月三十日届出	右同	豐前炭坑 中村實	豐前炭坑 千々和伊次郎
十一月十二日届出	坑名變更	山口炭坑 野口繁生	八生炭坑 野口繁生

國報業鑛

鑛業へ我も興亡に战士

行けよ鑛山銃後の線

會合聯國報業鑛方地岡福

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日発行) 石炭鑛業互助會報 発行所 若松市本町二丁目六番地 鑛業互助會